

Title	スターリンの日本人送還政策と日本の冷戦への道 (一)
Sub Title	Stalin's Policy for the Repatriation of the Japanese Internees and Japan's Road to the Cold War (1)
Author	横手, 慎二(Yokote, Shinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.9 (2009. 9) ,p.1- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090928-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090928-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# スターリンの日本人送還政策と日本の冷戦への道（一）

横 手 慎 二

はじめに

- 一 ソ連支配地域の日本人救済問題
- 二 本国送還をめぐる交渉
- 三 送還協定の成立
- 四 送還開始と冷戦の波及

はじめに

ソ連の対日政策というと、日本では領土問題に関心が集中しがちである。しかし歴史的に見ると、この問題はスターリン指導部の対日政策の一部として存在する。<sup>1)</sup> 本稿ではその最終段階を解明するために、日本人抑留者の送還政策を検討する。

一般に「シベリア抑留」と呼ばれる問題は、一九四五年九月から翌年初頭にかけて、満州（中国東北部）、朝鮮半島北部、樺太（サハリン）、そして千島列島にいた大日本帝国の臣民約六〇万人がソ連本土に連行され、ソ連

各地で強制労働を強いられた出来事を指す。抑留期間は短い者で一年余り、長い者は十一年にも及び、抑留中におよそ六万人が亡くなった。このために日本では大きな社会的事件となった。ソ連兵による拘束から帰国までに生じた多くの事実は、帰国した者の回想や証言によって日本国内に広く伝えられ、第二次大戦後の日本におけるソ連(ロシア)イメージの重要な源泉となった。

しかし、これほど大きな事件であったにもかかわらず、日露関係を扱う研究書でも、また日本におけるロシアのイメージを扱う研究書でも冷戦の間は研究されなかった。一九八〇年代末までは、この問題を包括的に扱った著作は若槻泰雄のそれだけであった。<sup>(2)</sup> 若槻の研究は明らかに官庁資料を利用してしたが、註は一切付されていない。こうした行き詰まり状況を打破したのは、ソ連・ロシア・ウクライナの研究者たちであった。まず一九九〇年になってキリチェンコの論文が『文藝春秋』に掲載された。次いでポブレニョフ、クズネツォフの研究が翻訳された。<sup>(3)</sup> 日本の研究者はこうした努力に力づけられて、その後次々に研究を発表するようになった。この流れは自然であるが、歴史研究の観点からすれば問題が残った。第一に、ソ連人(ロシア人)研究者の学問的貢献は高く評価されるべきであるが、彼らの研究はロシア語史料のみを利用するものであり、しかも相互に無関係に存在していた。抑留の国際的側面を扱うには、これでは不十分だった。こうした点は翻訳時点で訳者に十分に認識されていなかった。<sup>(4)</sup> 第二に、この時期になってようやく日本側史料が公開されたが、それとの対比も不十分であった。<sup>(5)</sup>

本稿は、ソ連指導部による日本人抑留者の送還政策を日本の冷戦への参加過程で生じた事件と捉え、その歴史的背景と日本に及ぼした影響を説明しようとするものである。従来、日本の冷戦との関わりを扱う研究は日米関係に焦点を集中させてきた。近年では日本とイギリスなど、その他の関係も視野にいれるようになったが、肝心の日本とソ連との関わりは十分に検討されてこなかった。本稿はその欠を埋めようとするものである。<sup>(6)</sup>

一 ソ連支配地域の日本人救済問題

既によく知られるように、上記地域に於けるソ連の日本人抑留政策は一九四五年八月二三日付の国家防衛委員会の決定に始まる。それは、ソ連軍との戦闘地域において捕虜となった五〇万人の日本人をソ連本国に輸送するよう、内務人民委員部のベリヤとクリヴェンコに命じるものであった。<sup>(7)</sup> 内務人民委員部は出征軍部隊の兵士を駆使してこの命令を履行した。この過程で、旧日本軍兵士ばかりか、満州国関係者、日本の支配に加担したと目される者、さらには労働可能な一般市民をも含めて利用しようとしたので、女性も含む約六〇万人がソ連本土に連行された。

ソ連指導部のこうした決定は戦時中の捕虜に対する政策を継続したものであったが、日本政府にとって予想外の出来事であったようである。政府が八月一四日に受諾したポツダム宣言の第九項には「日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラレル」とあったが、これがそのままソ連を含む連合国によって実行されると考えていたと言われる。

いずれにせよ、敗戦直後の日本政府は、食料と住居の絶対的不足という国内事情を考慮せざるを得ず、海外にある邦人の保護という一般的な形で同胞の帰国を促進する状況ではないと理解されていた。むしろ占領の中心となるアメリカ軍の司令部も、日本人の本国送還問題で苦慮していた。多数の船舶を使用する在外者の送還作業では、アメリカ軍兵士を本国に輸送するのが第一の任務であり、第二に日本人以外で日本帝国に支配されていたと目される人々の母国もしくは出生地への送還があり、その次に数百万人の日本人の本国送還を支援する課題があると考えられた。もっとも、第三の点では、終戦後の混乱にある地域の秩序回復のためにも、余所者である日本人を早く本国に送り返すべきだという考えもあった。結局、八月二二日にアメリカ統合参謀本部からマッカーサー

一に宛てた文書は、米軍以外の国や軍に降伏した日本軍将兵の帰国は「輸送手段の有無によって左右される」とし、「これらの人々は、降伏を受け入れた国家の指揮官の定める目的のために使役されることも、また条件や指令に従わされることもある」と記していた。<sup>(8)</sup>

このような状況の中で日本の終戦処理会議が三一日に決定した方針は、「過去ノ統治ノ成果ニ顧ミ将来ニ稽ヘ出来得ル限り現地ニ於テ共存親和ノ実ヲ挙クヘク、忍苦努力スルヲ以テ第一義タラシムルモノトシ已ムヲ得ス引揚クル者ニ対シテハ充分ナル便宜ヲ与ヘ成ルヘク速ヤカニ且円滑ニ引揚ケシムル方途ヲ講スルモノトス」と定めていた。<sup>(9)</sup>

要するに、現地に留まれる者は留めておく方がよいと判断したのである。しかしこの方針はすぐに破棄された。満州や朝鮮半島から逃避してきた人々を通じて現地の情報が伝わるにつれて、方針が前提とした楽観的な情勢判断が甚だしく現実と乖離していることが判明したのである。多くの者は着のみ着のまま故郷に向かったのである。

方針の変更は、九月五日に重光外務大臣が在スエーデンの岡本公使に宛てて発した第二二二号大至急電に拠って確認できる。それは「三八度以北の蘇軍保障占領地域の現況に鑑み(略)京城駐在の蘇連(日本?)総領事を平壤駐在の蘇軍総最高指揮官シスシャコフ大將「に」面会せしめ左記事項を折衝せしめたきに付京城平壤間旅行可能なる様駐日蘇連大使を招し了解を求むか又は駐日蘇連大使より直接蘇軍最高指揮官に右の当方の申出事項を通達方可然取計い相成度」とし、ソ連軍最高指揮官に対して申し出たい事項として「住民一般特に内地人の生命財産の保護に關し特別な考慮を払われ一般住民の不審を鮮消せしめられたし」<sup>(10)</sup>などと記すものであった。

翌六日にストックホルムより発せられた岡本の回答が、この混乱した重光の電報の意味を明らかにしている。そこには次のようであった。

「日本使外務次官補二面会ノ上直ニ莫斯科ニ於テ瑞典公使ヨリ第二二二号ノ趣旨ヲ蘇連邦ニ申入レ且蘇連邦政府ヨリ現最高指揮官ニ対シテモ右通報スル様申入レ方文書ヲ以テ依頼済ナリ」。

岡本はスウェーデンの外務次官に、朝鮮半島にいる日本総領事とソ連軍最高指揮官との面会の希望をソ連政府に取り次いでもらうよう依頼したのである。しかし彼は重光に対して念のためと記したうえで、日本の利益保護問題に関するソ連のスウェーデンに対する態度から見て、この依頼は「心許無キニ付本件ハ東京ニ於テ蘇連大使ヲ通スルト共ニ更ニ「マックアーサー」総司令部ヲ通シ交渉セラルルコト然ルヘシト存ス」と付言していた<sup>(1)</sup>。

この忠告は重光を苛立たせたに違いない。彼とても岡本の考えるように行動したのである。しかし、それが不首尾であったからこそ、かねてから日ソ間の仲介役を依頼していたスウェーデン外務省を通して、ソ連軍最高指揮官との面会の希望をソ連政府に申し入れたのである。この間の事情を示す直接的な文書は見あたらないが、一〇日付の重光から岡本に送られた文書が背後にある状況を伝えている。文書はまず、朝鮮半島ではソ連は日本のポツダム宣言受諾後に同地における日本の統治権は消滅したと公言し、八月二五日に朝鮮民族執行委員会に総督府行政権の引き渡しを命じている。さらに、「ソ連代表者は朝鮮内の日本の財産は全部朝鮮人のものなりとの街頭演説を行いおり元山及び城津地区にては暴行、略奪、不法拉致、良民殺傷等ひん発し内地人の生命財産は危殆に陥りおれり」という状況であった。また、満州の状況については、日本との間の通信が途絶したため詳細は不明だが、「軍側に達したる確実なる情報によればソ軍は北鮮におけると同様の無秩序放縱なる行動を擅にしつたあ」りと重光は記した。こうした状況に対して、帝国政府は連合軍最高司令官の横浜進駐前から、「ソ軍の不法行為抑制」のため、わが方代表を彼の下に送りたいと申し出ていたが、今日まで何の回答も得られないでいる。「結局マックアーサー最高司令部なるものは降服受諾に関して連合国を代表するに過ぎざるものの如く従つて例えば満鮮におけるソ側の遺口等に関し指令する立場に在る次第に非ざるものと認められる」のである。同様に、

帝国政府は在京スウェーデン代理公使を通じて在京ソ連大使マリクに交渉を試みたが、マリクは「権限なしとしてこれを拒絶し来れる経緯」があった。<sup>(12)</sup>

重光の記したマリク大使の態度はソ連政府の対応を正確に反映していた。岡本の依頼を受けて行動したスウェーデン政府に対して、ソ連政府は「日本の降伏に依り、日本の地位及び日本のソヴィエト社会主義共和国連邦における利益の保護の形態もまた変更されたので、日本の保護国としての後者「スウェーデン政府」の機能をもはや認めることはできない」と回答してきたのである。<sup>(13)</sup> およそ非外交的な回答だと言えよう。

重光はスイスにあつた加瀬俊一公使を通じて、ソ連占領地域の邦人保護のために働きかけた。すなわち九月一〇日に、重光は加瀬に対して満州と北朝鮮において日本人が置かれた窮状を赤十字国際委員会本部に説明し、支援を求めるよう指示したのである。これに対して加瀬は、一三日に赤十字国際委員会のシユヌヴィエール副総裁を訪ね、重光の指示通りに働きかけた。しかし、副総裁の回答は「出来得ル限りノ御援助ハ致度キモ何分赤字ト蘇連邦政府トハ従来トモ連係ナク従テ蘇軍官憲トノ直接連絡ハ欧州占領地域ニ於テスラ殆ント不可能ナル実情ナリ」というものであつた。<sup>(14)</sup>

こうした状況で日本政府が頼りにできたのは聯合國総司令部 (GHQ) のアメリカ軍だけであつた。既に九月八日河辺虎四郎参謀次長はアメリカ軍のサザーランド参謀長と個人的に会見した際に、アメリカ側は中国政府及びロシア政府に対して日本政府の為に斡旋できないかと尋ねていた。これに対してサザーランドは、「当惑セル面持ニテ」、アメリカ側としても困っているが、斡旋はできないと答えた。彼は続けて、「独ニ対スル場合ト同様『ソ』連ノ遣り方ハ相当酷イ様ナリ」と発言した。この応答に河辺は一縷の望みを見出したのであろう。すぐに彼は、「満洲、北鮮方面八〇万ノ居留民ノ保護ニ付テハ政府モ大本営モ心痛シ居レリ、名案ナキヤ」と相談を持ちかけた。しかしこの時点では、サザーランドの回答は、「右ハ大問題ニテ日本側モ困リ居ラルルコト思フモ

名案ナシ」というものであった。<sup>(15)</sup>

それでも、この人間味のある回答は日本政府を奮い立たせたようである。この時から日本政府はマッカーサー支配下のアメリカ軍に対して助力を求め続けた。一九四五年一二月の時点で外務省終戦連絡中央事務局が作成した「北鮮、満洲、樺太及千島に於ける邦人の保護及引揚に関する交渉関係文書」と題する文書集<sup>(16)</sup>によれば、まず九月九日に終戦連絡中央事務局は連合国司令部に宛てて、「信すべき情報に依れば満洲及北鮮に於ける事態は特に重大にして刻々に悪化の途を辿り居れり。就ては今後事態が更に悪化するを防止する為帝國政府は急ぎ左記の措置を講じ度く、連合国最高司令官に於かれ人道上の見地より関係連合国当局の承認を得る為斡旋せられんことを希望する次第なり」として、満洲から朝鮮半島北部まで、そして朝鮮半島の南北を結ぶ鉄道の再開など、引き揚げのための具体的措置を列記した文書を送った。<sup>(17)</sup>ここでいう「関係連合国当局」とは、文脈からみてソ連政府と中国政府に他ならなかった。

次で九月一三日に、重光はサザールランドに対して、ソ連側官憲に対して日本人保護のための措置を求める電報を打つよう要請した。そこでは満洲、北朝鮮、樺太、そして千島にある邦人と日本政府の間で通信ができるよう許可を求め、また彼らの引き揚げを容易にするために交通を再開するよう求めていた。<sup>(18)</sup>

さらに一六日、重光は以上の点を確認するために連合国最高司令官に覚書を送った。そこには、スウェーデン政府による斡旋の試みが不調に終わった事実を述べた後、一三日にサザールランドに託した電報テキストを速やかにソ連に伝達するよう切望する旨を記していた。重光は、「帝國政府ハ亦連合国最高司令部カ帝國政府ノ苦境ヲ諒トセラレ將來帝國政府ト蘇連邦政府又ハ現地蘇連軍当局トノ間ニ何等カノ直接通信連絡ノ方法カ確立セラルルニ至ル迄斡旋ノ勞ヲ執ラレンコトヲ期待スルモノナリ」と書いた。<sup>(19)</sup>

このように日本政府が邦人保護に苦慮していた時、ソ連共産党機関紙「プラウダ」はソヴィンフォルム・ピユ



ローの発表として、八月から九月初頭までなされた日ソ間の戦闘を総括する記事を掲載した。それは戦闘によって日本軍の八万人以上が戦死し、五九万四〇〇〇人の将兵と一四八人の将官が捕虜となったことを報じるものであった。同紙は、それより一週間ほど前に『ミズーリ』号甲板でなされた日本の降伏式の写真も掲載しており、この報道は、日本や他の連合諸国に向けたものではなく、ソ連の読者に向けて極東における戦果を示すために掲載されたものだったと考えられる。<sup>(20)</sup>

しかし、この記事はソ連軍の支配地域にいた多数の日本軍を拘束している事実を確認するものであったから、日本政府にとって大きな意味を持った。今や、満州や朝鮮半島北部に居住していた邦人ばかりか、ソ連軍に捕獲された日本軍将兵についても対策を講じなければならないことが判明したのである。こうした状況を受けて外務省内に生じていた雰囲気は、この時期に作成された「対『ソ』直接折衝方至急開始方ニ関スル件（私案）」という文書によく表れていた。それは、ソ連軍占領地域にある邦人数を地区別に挙げ、さらにこれに上記日本軍捕虜が支配下に置かれた事実を記した後、「然ルニ現在右邦人及将兵ノ安否全然不明ナルノミナラズ食糧事情及冬期ノ到来ヲ目前ニ控ヘ衣服住宅等憂慮ニ堪ヘザルモノアリ」という状況認識を示していた。

文書を作成した人物（高杉と記されている）は、こうした状況では、ソ連極東総司令官ワシレフスキー元帥とできる限り速やかに直接連絡の道を講じる以外にないとし、そのためには、マツカーサー司令部にいるはずの「ジェレヴァンコ中将」を通じてか、あるいは無線で直接ワシレフスキーに連絡をつけるべきだと主張した。彼はまた、「開始以来降伏後ノ今日ニ及ブ強硬ナル『ソ』連ノ対日態度、交渉問題ノ重大性等ニ鑑ミ日本代表者ハ外務大臣又ハ参謀総長ヲ適當トスベシ」と提言を綴っていた。<sup>(21)</sup> 言うまでもなく、もはや日本政府には、こうした独自の外交政策を進めるだけの能力はなかった。すべては机上の空論だったのである。しかしこの文書の至るところに、苦境にある同胞の保護のために何かをしなければならぬという焦りが反映していた。

重光に代わって吉田茂が外務大臣になったのは、ちょうどこの頃(九月一七日)であった。外相就任当時の吉田にとつて、数百万の在外邦人保護は緊急を要する重要課題の一つであった。彼は日本の外交使節が閉じられつつある中でこの課題に取り組むことになった。

この問題で吉田が第一にしたことは、九月二六日に加瀬公使に対し、折から戦時中に日本軍に捕獲された連合国軍捕虜の状況視察のために来日していた赤十字国際委員会のマルセル・ジュノー博士<sup>22)</sup>を、日本人の引き揚げに関与させるために、赤十字本部に援助を要請するよう指示を送ることであった。ジュノーが朝鮮半島に赴くことがわかると、彼は一〇月一日に、半島南部に派遣されていた亀山参事官に対して、ジュノーに対して諸般の便宜供与を与え、日本と朝鮮半島の間相互引き揚げに助力を願うよう指示した<sup>23)</sup>。

次に吉田は、南京に駐在していた谷大使に対して、「中国側の満洲行政責任者も已に任命せられ近く赴任の運となるべきを以て、同官着任の上は人道問題として在満邦人の保護方に付『ソ』側と協議の上善処あり度き旨」伝えるようにと指示した。しかし現実には、中国国民党政府の威勢はまだ満州まで及ばず、この案は功を奏さなかつた<sup>24)</sup>。

第三に、一〇月二五日に吉田は加瀬と岡本に対して、今後ともソ連軍占領地域の情勢改善のために赤十字委員会とスウェーデン政府に斡旋を依頼するため働きかけを続けるよう指示した<sup>25)</sup>。これは、おそらく両公使に対して日本国政府が指示を与えることができた最後の機会であった。

言うまでもなく、吉田はアメリカ側との折衝でもこの問題を取り上げた。最初の機会は九月二九日になされたサザランドとの会談であった。吉田はここで、ソ連軍支配地域にある日本人居留民の安否の問題は憂慮に堪えないと述べ、アメリカ側に援助を求めた。しかしサザランドは、「米国側トシテハ単ニ『ソ』側ニ取次クコトヲ為シ得ルノミニシテ何等『ソ』側ニ対シ『インフルエンス』ヲ及ホスコトヲ得サル旨ヲ」答えるにとどまつた<sup>26)</sup>。

状況は重光が対応したときから何も変化していなかったのである。

一〇月九日にも、日本政府は覚書をマッカーサーに送った。それは九月一三日に既にこの件で覚書を送っていることを承知していると断ったうえで、現地に冬が訪れる状況に鑑み、再度「ソ連当局に対し、武装解除された日本軍人と満州、朝鮮半島北部、サハリン、そして千島列島に助けもなく残る居留民の即時の本国送還を許可し、促進するよう斡旋していただきたい」と願い出るものであった。<sup>(27)</sup>

マッカーサー司令部も、日本側のこうした要請を無理からぬものと受けとめたようである。一〇月一二日には G H Q は日本政府に向けて、三日前のメモランダムの内容をソ連当局に伝えたとし、情報が伝わり次第に連絡すると答えた。<sup>(28)</sup>

さらに翌一三日に、日本政府は平壤からソ連軍参謀が京城に来るといふ情報を聞きつけ、兎玉終戦連絡中央事務局長をサザランドの下に送り、邦人の生命財産の保護と彼らの日本への引き揚げについての覚書を、ソ連参謀に手交してほしいと要請した。サザランドは「伝達スルコトハ喜ンデ御引受スルモ『ソ』連側ハ本覚書ニ対シテモ恐ラク返事セザルベシト考フ、尤モ北鮮ハ『ホープレス』ナルガ満洲ノ方ハ『ソ』連占領軍ガ撤退シ支那軍ガ之に代ルコトナレバ何カ出来ルカモ知レズ」と自身の考えを表明した。<sup>(29)</sup>

明らかに、この時までにマッカーサーの司令部と日本政府の関係は変化していた。日本に対する対応から見て、アメリカ側はソ連政府の行動全般について疑念を抱き始めていたのである。また、アメリカ側の態度の変化は、この時までにアメリカ軍が日本からの日本国民以外の人の本国への送還と、アメリカ占領地域からの日本人の送還という困難な作業を軌道に乗せることに成功したことも関係していたであろう。アメリカ軍参謀本部が編集した著作によれば、日本人送還政策は九月にアメリカ軍によって作成され、朝鮮半島南部、フィリッピン、太平洋地域、中国南部などからの日本人の引き揚げが開始された。たとえば一〇月初頭には暫定的計画が実行に移され、

上海と塘沽の付近にいた日本人の送還が開始された。また一〇月七日には、送還用に改造された日本の船舶がフイリップインの諸島に到着した。<sup>(30)</sup> 日本国内でもGHQは一〇月一五日付の覚書で、舞鶴、下関、佐世保、仙崎、鹿兒島、呉などに引き揚げ者の受け入れセンターを設置するように日本政府に指示していた。<sup>(31)</sup>

こうした状況は、占領軍の検閲を受けていた日本の新聞にも反映した。たとえば『朝日新聞』一〇月一九日号の一面に掲載された論説は次のように書いていた。

「関東軍および朝鮮軍の急転直下の壊滅といふ異常な事態を生じたにせよ、本邦とこれらの地域とのこれまでの特殊な関連性から考へても、数十万に及ぶ在留同胞の状況が二箇月もの間も密封されたままであるといふ事實は果してわが当局の努力が十分に尽くされてゐるか、どうかを疑はしめる。固よりわれわれはこれらの地域に進駐したソ連軍の節度  
に疑惑を呈するものではない。……満洲および北部朝鮮における進駐に当つては、独ソ戦の場合と違つて平和進駐の形であるだけに、一層それが厳正な状態において一切が処理されてゐるであらうことは疑ひを要しないところであるけれども、ソ軍の参戦から終戦提議までの数日間の戦闘期間中において居留同胞がいかなる状況に置かれたか、暴徒による被害が随所に生じたと伝へられるが、果していかなる程度のものであらうか、また現在いかなる生活条件の下にあるのであらうかといふやうなことは、われわれにとっては極めて切実な関心事であつて一刻も速やかにその真相を知り、正しい判断の上に立つて対策を立てたいのである。政府としても、恐らくはあらゆる方策を取つて正確なる情報の蒐集に努力してゐるであらうけれども、今なほ一回の權威ある報告に接しないことは甚だ遺憾とせざるを得ない」。

この記事は、連合国を批判できない状況で、ソ連政府への疑問を遠まわしに表出したものとして読むことができる。あるいは、これもアメリカ側がソ連側に間接的に注意を促すために許可したものであつたかもしれない。しかし、ソ連指導部の中では日本人抑留者の問題はほぼ完全に無視されていた。一九四五年の後半には、彼らは専ら日本の占領体制にソ連が関わることに関心を寄せていたのである。この時期にスターリンとモロトフ外相の間で、この問題をめぐつて厳しいやり取りがなされていたことが知られているが、そこで抑留問題が話題になつ

た形跡はなかった。おそらくソ連指導部にとっては、抑留問題は連合国として正式に日本占領体制を確立してから取り上げられるべき問題に過ぎず、マッカーサーがどのように決めようと、それはまだ確定するはずのない、あるいは確定する必要のない問題に過ぎなかったのである。結局、米ソ間の交渉ではソ連側の強い反発の結果、一月二十六日に開かれたモスクワ三国外相会談でワシントンに極東委員会を、また東京に対日理事会を設置することが決まった。いずれも連合国の代表機関としてマッカーサーの活動を監督するための機関であった。しかし既によく知られるように、マッカーサーはこれらの機関によって監督されるような人物ではなかった。<sup>33)</sup>

こうした状況の中でも、日本側はGHQに邦人保護のために助力を求め続けた。一月二七日に、終戦連絡中 央事務局は新たに満州、朝鮮半島北部における邦人の状況を伝える情報を入手したとして、「悲惨な境遇にある」日本人の保護のために支援を要請する文書を提出した。また、一月二〇日には、同事務局はマッカーサーに対して、朝鮮半島にいる邦人に救済金を送付することを許可するよう求め、同時に、「朝鮮人の不法行為より邦人の生命財産の保護」をするため、また「日本人の残置せる財産の保護」のために、然るべき措置をとるよう求める書簡を提出した。こうした要請はその後も繰り返された。もはや日本政府には、マッカーサー指揮下のアメリカ軍に頼る以外に策がなかったのである。<sup>34)</sup>

以上述べてきたことをまとめれば、次のように言えよう。一九四五年八月十四日に敗戦を受け入れた日本政府はソ連側の予想外の敵意に直面し、九月以降にソ連支配下に置かれた邦人保護のためにマッカーサーの司令部に助力を求めるようになった。アメリカ側も、徐々にではあるが日本政府の申し出に耳を傾けるようになった。しかしそれにもかかわらず、一九四五年の末になっても、日本政府はソ連の支配地域に置かれた日本人と日本軍を本国に帰還させるための措置を何も講じられなかった。

二 本国送還をめぐる交渉

マッカーサーは一九四六年一月一九日、極東国際軍事裁判所憲章を発表した。そして二月一三日に彼は新憲法の草案を日本政府に交付した。現時点から見れば、日本の政治指導者を裁く裁判を準備し、軍事力の保持を禁止した憲法の採択への動きは、ソ連指導部にとってアメリカ指導部と戦時中の関係を回復する絶好の機会であったと思われる。当時は、日本の徹底的な非軍事化が両国共通の目標であったのである。しかし、スターリンはアメリカのこの動きをもって、米ソ関係を再調整する機会だとは考えなかった。彼のアメリカ指導部に対する不信感は、一九四五年末にモスクワに蒋介石政権の使節として到着した蔣経国との会談の際に表出された。ソ連側の記録によれば、一九四五年二月三〇日の会談の際にスターリンは、蔣経国から蒋介石は日本をどのように取り扱うべきか教示して欲しいと水を向けられると、次のように答えた。

「東京には対日理事会が設置され、そこでまさに蒋介石の出す問題の解決が必要にならう。ソ連政府について言えば、日本の武装解除ばかりか、日本で軍艦や武器を製造している工業部門の壊滅に賛成である。それがソ連政府の見解である。ソ連政府は日本軍を捕虜としないアメリカに同意しなかった。ソ連政府は日本軍を捕虜とした。彼、同志スターリンはアメリカ人に、マッカーサーは少なくとも日本の将官、つまり陸軍の将軍、そして提督と空軍の将軍の八千人から一人、あるいは一万二千人に対して逮捕命令を出すべきであると言った。現在、アメリカ人は一人ずつ裁こうとしている。」

アメリカ人はソ連政府と異なる判断をしている。現在、アメリカ人は日本を第一次大戦後のドイツと同じように取り扱っている。当時、ドイツに将校団と将官が残された。彼、同志スターリンはアメリカ人に何度か日本軍を捕虜にするよう言ったが、彼らはどこにもそうした人間を置いておく場所がないと答えた。いずれにせよソ連政府は、日本に将官が残らないように努めるだろう。以上がソ連政府の政策だ。」

ここでスターリンは、明らかに日本軍の抑留政策に関わる説明を与えている。彼の考えでは、第一次大戦後のドイツのように戦後の日本が軍事大国として再起するのを防ぐためには、日本軍の指導層を多数逮捕することが必要だった。彼は戦前の日本イメージに基づいて、徹底的な非軍事化を提唱したのである。蔣経国がこの点を確かめるように「自分は、日本の再起が有り得るとスターリン大元帥が語ったことを忘れていない」と言葉を挟むと、スターリンは次のように続けて、抑留の持つ意義を確認した。

「日本は大人数で執念深いから、もちろん、それはあり得る。日本は奮起を願っている。これを防ぐためには、五〇万人から六〇万人の将校と一万二千人程度の将官を捕虜にする必要がある。同志スターリンは、アメリカ人は日本の占領を経験したことがない、だから彼らはすべて分らないのだと言った。中国は日本の占領を経験した。ソ連もドイツの占領と、かつて日本の占領を経験した。だから中国とソ連は、敵がこれ以上戦えないようにする必要があるということを理解している。アメリカ人はこれが分らないのだ。彼、同志スターリンは、彼らがこのことを理解するよう願っている。『と述べた』<sup>(35)</sup>」。

もちろん実際になされた日本人約六〇万人の抑留と、ここでスターリンが言う将校六〇万人の捕虜では中身が異なる。しかし彼のこの発言は、その頭の中では、日本軍の抑留はたんにソ連の再建のための労働力を得るためであるばかりか、日本の軍事的再生を防ぐためにも意味があると理解されていたことを示唆している。

スターリンは翌年一月三日になされた会談でも、「日本は戦えなくなるようにする必要がある」と述べた後に、「日本の職業軍人 (voenny kady) を捕虜にとり、軍事産業と軍事的必要を充足するために働く産業を解体する必要がある」と説明した<sup>(36)</sup>。ここでも彼は、ソ連再建のための労働力の確保と日本の軍事的再生の阻止という二つの理由によって、その抑留政策を正当化したのである。

こうしたスターリンの考えは、一月二六日に対日理事会におけるソ連代表として任命されたデレヴァンコと彼

の部下たちに示された指示にも反映されていた。それはまず、連合国理事会のソ連代表は、ポツダム宣言、降伏文書、そして命令第一号を念頭に置き、日本を非軍事化し、その軍需産業の能力を完全に破壊すべしと規定していた。ここにはさらに、「日本の将校団がアメリカ人によって捕虜とされずに自由にされており、事実上以前と同じく維持されていることに特に注意を向ける必要がある。日本の将校団の放置は極東における平和の維持に明白な脅威を与えるものであり、疑いもなく攻撃的な分子によってソ連邦に対して利用される可能性がある」という言葉が添えられていた。これに対応するように、以下では次のような任務一覧が付されてあった。

- 一、ソ連を連合国の日本管理に積極的に関与させること。
  - 二、連合国による軍事、政治、経済分野における占領体制を觀察すること。
  - 三、できるかぎり広範な民主化を支援すること。
  - 四、国家の主要な職務から日本の侵略政策を積極的に支持した人物を排除すること。
  - 五、日本の完全な武装解除と非軍事化を遂行すること。この点では「日本が今後、ソ連、そして国際的平和と安全にとって脅威となることがないよう、措置をとる」ことが記されてあった。
  - 六、軍国主義、シヨービニズム、そして侵略の思想を根絶すること。
  - 七、日本の政治と経済生活を深く研究すること。
  - 八、他国の日本に対する政策を觀察し、反ソ的な目的で日本を利用するのを許さないこと。
  - 九、ソ連とソ連市民の利益を擁護すること。
  - 一〇、日本においてソ連についての宣伝を組織すること。<sup>(37)</sup>
- この内容は、デレヴァンコたちには疑問を差し挟むことが許されない指令として伝えられた。というのも、代表として活動するデレヴァンコは、日本の降伏文書調印式の際のソ連の代表として登場する以前には、ほぼ一貫



してヨーロッパ方面で活躍しており、一九三七年に中国へ武器弾薬などの供給作戦を指揮していたという程度の経験しか持たなかったからである。駐日大使であったマリクが政治面の補佐を務めるはずであったが、彼は一九四六年の半ばには病気を理由に帰国してしまうのである。その後任はジューコフで、デレヴァンコに意見を言うほどの権威を持たなかった。

こうして、デレヴァンコは職務に就くや否やスターリンの指示をそのまま忠実に実行しようとした。それは日本の非軍事化というアメリカの方針を促進するよりも、むしろ妨害する方向に向かい、たちまち総司令部とソ連代表部の関係を悪化させた。

それでも、スターリン指導部はデレヴァンコの赴任前に支配下の日本人に対する策を幾つか講じていた。それは、ソ連政府は新たに支配下においた朝鮮半島北部とサハリンにおける混乱に対処するためであったか、あるいは日本国内のソ連批判を意識したもののか、まだ判然としない。ともあれ、その第一の策は二月二八日付でデレヴァンコからマッカーサーに送られた書簡に始まる。そこには、三月一日から朝鮮半島にいる日本人を威興、元山、鎮南浦の港を経由して日本に送還する用意があるので、以上の港から日本までの輸送とその間の食料の供給は日本政府の負担として取り扱うよう求めていた。<sup>39</sup> この動きにアメリカ側は割り切れないものを感じたらしく、四日になって、彼らはこのソ連の書簡では述べられていない点を質した。すなわち、現在日本にいる朝鮮半島北部出身の人々を受け入れる意向はないのかと疑問を呈し、さらにソ連が戦争後に捕獲した日本の船舶を、日本人の本国送還のために利用すべきではないかと質問したのである。<sup>40</sup>

明らかにマッカーサーは、ソ連政府がアメリカ軍の提供する船舶を利用してソ連にのみ都合のよい政策を助けたくなかったのである。しかしソ連指導部は、日本にいる朝鮮半島北部出身者の故郷への帰還は認めなければ、捕獲した日本船舶を輸送に利用することは断固として拒否した。<sup>41</sup> 結果として交渉は遅々として進まなかった。そ

のことは元々ソ連側の提案に乗り気でなかったマッカーサーからすれば、さして問題ではなかった。

ソ連側の第二の政策はより複雑であった。三月一二日にデレヴァンコは連合軍司令部に対して、八五〇人ほどの日本人を日本の本土からサハリンに輸送するための措置を取るよう依頼したのである。彼の説明によれば、サハリンにいる日本人漁師は終戦前後に本土に避難した家族を島に戻したいと願っている。こうした家族の願いを叶えるために、ソ連側は船舶を日本本土の港まで送る用意があるので、総司令部は彼らがそこで乗船できるように手配して欲しいというのである。<sup>(42)</sup> おそらく、ソ連側はこのような政策を実行することで日本国内の海外同胞帰還促進の声に対して、ソ連側にも同様の動きがあることを示したかったのである。少なくともマッカーサーの司令部はこの提案をそのように解釈した。三月二〇日、彼らはこの提案には同意するが、家族のサハリンへの出国を許可するにあたって、個別に意思を確認する必要があると回答した。このアメリカ側の回答に対してソ連側が反発したために、この問題でも米ソ間で意見の応酬が続くことになった。マッカーサーの下で日本人の本国送還政策を担当していたハウエル大佐は、四月二〇日付の文書の中で、この問題で彼が重要とみなす点を次のように述べていた。

「ここでの主要な問題は、日本にいる日本人の移動を管理するのは連合軍司令部か、それともソ連によってかという問題である。ソ連側の、彼らの船舶と手配の者が日本に来て、日本人を移動させることを許可するという提案に同意すれば、総司令部の威信と地位に重大な影響を与え、それは「家族の再会の」遅延によって引き起こされる苦痛がさらに増すという不都合を上回ることになろう。<sup>(43)</sup>」

この一節は、マッカーサーの司令部が日本の世論をめぐってアメリカとソ連が競合状態にあることを意識していたことを示している。他方で、彼らは日本政府に対しても情報を操作することを忘れなかった。この時までにはアメリカ軍による日本人の本国送還政策は順調に遂行されており、そのことは新聞などによって日本の国内に報

道されていたにもかかわらず、マッカーサーの司令部はソ連側が上記のごとき提案をしている事実を日本政府に知らせなかったのである。この点は、六月一日付で終戦連絡事務局が連合国総司令部宛に送った書簡が示している。この書簡は、国外からの日本人の帰国が急激に進んでいることに感謝の意を表明し、同時に、「北満洲、朝鮮半島北部、サハリン、千島列島の状況はまったく不明である」として、「これらの地域にある日本人を帰還させるため、連合国総司令部の斡旋を再度要請する」ものであった。<sup>(44)</sup>明らかに日本側は、朝鮮半島とサハリンをめぐって交渉が進んでいることを何も知らなかったのである。

ソ連指導部は上記の二つの政策とは別にも、春から夏にかけて抑留者に関わる重要な措置をとった。冬の間、抑留された人々の中に栄養不足や過酷な気候条件による疾病から、死亡したり、病室に寝たきりになったりする者が続出したことから、労働能力を失った人々を密かに朝鮮半島北部に移送する措置を取ったのである。この点について最も明確に指摘しているのはウクライナの研究者カルポフである。彼は典拠を示すことなく、四月一三日付のソ連政府決定で、収容者の中の病人を内務省の収容所から朝鮮へ二万人を移送し、代わりに重労働に適した捕虜二万二〇〇〇人を輸送することになったと記している。<sup>(45)</sup>これに対応する事実が日本人によっても観察されていた。たとえば、一九四七年四月にソ連支配地域から帰国した双葉要は、その優れた回想録において次のように記していた。

「昭和二十一年八月頃からピロピジャン地区内の一〇ヶの収容所では弱兵（身体等位五級組）はピラカン部落の第一〇収容所付属の保健隊に收容せられ、翌九月内地帰還の目的を以て同所を出発した。私が昭和二十二年四月中旬内地に帰還して得た情報によれば、右の弱兵朝鮮平壤市附近に送られて静養し逐次内地へ送還され、本年「一九四七年」四月までに全員帰還しているようだ」<sup>(46)</sup>。

アメリカ側がこうしたソ連指導部の動きをどこまで把握していたのか不明である。しかし、ソ連指導部がアメ

リカの独占的な日本支配に不満を抱き、何らかの策をとっていることをアメリカ側はよく理解しており、警戒していた。この警戒心こそ、六月一二日開催の対日理事会にマッカーサーが日本人帰還の問題を討議題目として提出した原動力であったと考えられる。<sup>(47)</sup> 予想通り、ソ連側は何を問題にするのか明らかにせよと迫り、この議題を次回に繰り延べさせた。そこでアメリカ側は一九日に、ジョージ・アチソンGHQ外交部長の名前でデレヴァンコ宛に書簡を送った。それは、まず武装解除後の日本軍はすみやかに本国に送還されると記したポツダム宣言の第九項に注意を喚起し、この条項に基づきマッカーサーが総司令官の責任で作成した日本人送還政策を実行している事実を指摘した。その上で、一九四五年九月から四六年六月までに各国の管理する地域では、日本人の送還作業で大きな差異をもたらしているとして、以下のような達成状況を示したのである。

アメリカの管理する地域は九三%、イギリスの管理する地域は六三%、中国の管理する地域は五八%、ソ連の管理する地域は〇%。

これに続けてアチソンは、総司令部にはソ連軍に抑留された日本人の家族や知り合いから、彼らの安否についての問い合わせが多数届いているとし、この件についてソ連代表が六月二六日開催の対日理事会の席上で明瞭な情報を提供するように求めた。<sup>(48)</sup>

そして二六日開催の理事会では、まず議長であるアチソンが日本人の本国送還の問題を討議する必要があるとして、送還政策の達成状況を示した。それによれば、相変わらずソ連管理地域からは一人も送還されていなかった。理事会は公開でなされていたので、ここに日本国内におけるソ連の威信と信頼に関わる問題が公式に提起されたのである。デレヴァンコは激しく反発した。彼は、ここで問題にすべきは本国送還者の本国の生活への受け入れの問題であり、送還全体の問題は対日理事会が管轄する事項ではないとし、さらに日本政府が本国送還者の社会生活への統合計画を提出していないことが問題なのだと主張した。このときデレヴァンコは付け加えるよう

に、朝鮮半島北部からの日本人の本国送還のために総司令部が船舶を提供しないことが問題だと述べた。

おそらく最後の指摘はアチソンにとって予想外であった。日本政府が幹旋を頼んでいた地域の一つである朝鮮半島北部の日本人について、既にアメリカとソ連が交渉をしている事実を初めて暴露したからである。その後の議論は、アチソンがこの問題について議論が進むのを回避したがっていたことを示している。他方デレヴァンコは、抑留者の送還問題が対日理事会で討議されることを望まなかった。この結果、ソ連側が既に二月末の時点で朝鮮半島にいる日本人の送還のために総司令部に船舶の提供を求めていた事実も、またソ連側がポツダム宣言通りに日本軍を本国に送還していない事実も、ほとんど議論されないままに終わった。<sup>(49)</sup>

それでも、日本の新聞はすぐにソ連支配地域からの日本人の引き揚げの遅れを問題にした。たとえば『朝日新聞』は、六月二七日付でアメリカが対日理事会に於いてソ連に対して抑留者の送還を迫ったと伝えた。また七月二日付の同紙は、七〇万人ほどの日本軍がシベリアに送られ、強制労働に従事させられていると伝えた。いずれもアメリカの担当者の許可を受けていたと考えられる。それは日本におけるソ連政府と日本共産党の威信に打撃を与えるものであった。<sup>(50)</sup>

この状況で、ソ連国内にも強制労働に使役している日本人を除く人々については、これ以上事態を放置すべきではないと考える者が出てきた。六月二七日にロゾフスキー外務次官はモスクワのアメリカ大使館に、ソ連軍は大連と旅順にいる日本人についても大連港から日本へ帰国することを許可するので、朝鮮半島北部からの日本人送還と同じように、連合国総司令部の方でしかるべき措置を取って欲しいと申し出た。<sup>(51)</sup>

しかし、マッカーサーのスタッフはこれで妥協しようとはしなかった。七月一二日の会談の際に、ソ連代表が朝鮮半島北部には一〇万人の日本人が、また大連と旅順地区には三〇万人の日本人が帰国を予定していると伝えただけに対して、アメリカ側は、ソ連管理下にあるすべての日本人、つまり日本の軍人で抑留されている者も含め

た日本人の本国送還について討議したいと申し出た。ソ連領にある日本人抑留者を同時に帰国させる問題を討議しなければ、朝鮮半島北部と中国にいる日本人の送還政策を討議しないという方針を打ち出したのである。ソ連側はこれに反発したが、状況は何も変わらなかった。<sup>(52)</sup>

同様に、アメリカ側は七月二三日に、サハリンに住む日本人漁師の下に彼らの家族を輸送するというソ連の提案についても、家族が今後サハリンと日本本国を行き来する自由を享受することをソ連側が確約するのだから、輸送に協力できないと通告した。これに対してもデレヴァンコは抗議したが、アメリカ側は受け付けなかった。<sup>(53)</sup>

日本側は、突然明らかにになった米ソ間の亀裂を前にして、ますますアメリカに依頼するようになった。八月二〇日には日本の国会特別委員会のメンバーがアチソンを訪ね、ソ連に勾留されている日本人の救済のために斡旋してほしいと陳情した。アチソンはこのとき日本の議員が発した印象的な言葉をワシントンへの報告の中に記している。それによると、日本の国会議員は、「(抑留者の救出を求める日本国民の) 議員への圧力は強まっており、もはやほとんどコントロールできない状況まで来ている」と述べたのである。<sup>(54)</sup> アチソンはわざわざこのような発言を本国に伝えて、この問題の重要性を強調したのであろう。

デレヴァンコを中心とするソ連代表部は、六月半ばから八月にかけての以上のような展開を前にして、重大な選択を迫られることになった。彼らは、このような状況でもスターリンの指示に従って抑留者の本国送還問題を二義的なものとみなすか、あるいは日本国内の世論の動向を重視して、これまでと異なる対応をすべきか、というデイレンマの前に立たされたのである。デレヴァンコは前者を選択した。そのことは対日理事会における彼の行動が示していた。彼はまず五月一日には、連合国総司令官が日本の旧軍将校団の活動の活発化という事態を見過ごしていると、すべての旧将校の活動の点検と監視を求めた。次に六月二六日と七月一〇日には日本政

府が戦争と敗戦の原因を究明する特別委員会を設置したという新聞報道を受けて、これは日本が戦争経験を合法的に総括しようとする望ましくない試みであると非難して、同委員会の解散を求めた。七月二十四日には、日本国内で「ファシズム的、軍国主義的、反連合国的」内容の書籍、新聞などの没収を早急に行い、図書館、書店、倉庫、出版社などにあるこの種のものすべて特別の保管所に集中すべきだと主張した。そして一〇月二日には、設置された復員局には多数の旧軍人が雇用されているのは望ましくないとして、人員の削減と大幅な改組、そして旧軍参謀本部員と諜報機関員の解雇を求めた。<sup>(56)</sup> いずれもスターリンの指示を文字通り実行したものであった。こうした動きは、アメリカ側の反発を強める効果をもった。

その一方で、ソ連の機構の中にも当初の政策に修正が必要だとする認識が強まっていた。そうした動きの中で政策決定につながった可能性が高いのは、知られる限り、以下の三点である。第一は、長く捕虜・抑留者問題局を統括してきたセルゲイ・クルグロフ内相がスターリンとモロトフ、及びベリヤに宛てて七月三日付で送った次のような提案である。

「最近、ソ連邦において収容されている日本人捕虜の中かなりの民主的気運の向上が見られる。それとともに、ソ連外務省の報告によれば、日本においてはソ連にいる日本人捕虜がたかもちえ難い生活を余儀なくされているという噂が執拗に宣伝されている。上記の点に鑑み、ソ連内務省は日本人捕虜に三か月に一度、優れた生産指数を出している者には三か月に二度、手紙を祖国に送る権利を認め、彼らと日本、満州及び朝鮮に住む彼らの家族との間の文通を許可することが望ましいと考える」<sup>(56)</sup>。

ここにある抑留者とその家族との文通を許すべきだという提案は、ソ連指導部によって採択され、九月六日に発表された。したがって、クルグロフの提案をスターリンが読んだ可能性はきわめて高いと言えよう。ここで重要なのは文通の許可そのものではなく、提案理由として示された「ソ連外務省の報告によれば、日本においては

ソ連にいる日本人捕虜があたかも耐え難い生活を余儀なくされているという噂が執拗に宣伝されている」という一節である。明らかにソ連外務省のルートでこうした日本国内の世論の動向を伝えた者がおり、それをクルグロフは知らされていたからこそ、自身のイニシヤティブを補強する材料として利用したのである。おそらく、日本で世論を観察していたソ連外交官たちはそうした噂を根拠のない反ソ宣伝だとみなしていたが、収容の実態を知るクルグロフはそれが事実と遠くないことを理解していた。

第二の動きは東京にあるソ連代表部で政治補佐官とした働くニコライ・ゲネラーロフが、モロトフに七月二三日に送った提案である。彼はそこで次のように議論を展開していた。

「ポツダム宣言第九項は、日本の捕虜を拘留しておく正式の権利を我々に与えていない。確かにこの条項には捕虜を帰国させるべき正確な期間が指摘されていない。にもかかわらず、そこに日本軍隊は武装解除後に帰国を許されると規定されている以上、この点を利用することは困難である。これに関連し、捕虜たちと北朝鮮、旅順軍港及び大連市にいる民間人を、およそ民間人九〇%、捕虜一〇%の割合の送還グループとして一体化させ、段階的な本国送還に着手することが適切だと考える。これによって我々は、捕虜の送還期間をきわめて長期間得ることができると同時に、ソ連領にある日本人捕虜と日本にいる彼らの親族との間の文通の許可を早めることが不可欠である」<sup>(57)</sup>。

この文書はモロトフ宛であるが、スターリンは出先外交官の重要提案を自分にも送らせて、自ら決定を下すのが常であったから、彼がこれを読んだことはほぼ確実である。ゲネラーロフはソ連指導部の抱える問題を理解し、労働力としての価値とソ連イメージの改善のために兵士と民間人を混合して帰国させるといふ苦肉の策を考えたものと推測される。

第三の動きは上記の二件ほどには確実ではないが、事件の規模からみて同様にスターリンに影響を与えたと推測されるものである。事件は、ソ連代表部でニュース・ビューロー担当官が開いた記者会見から始まった。担当



官の K・ポポフはこの時までで七月一六日、八月二四日、九月三日と、三回折に触れて記者会見を開いていたが、さして大きな反響を呼び起こさなかった。しかし九月六日の記者会見で、サハリン及び千島列島に住む日本人の経済事情についての声明とソ連にいる日本人と日本にいる血縁者との文通の問題についての声明を発したときには、既に米ソの亀裂が表面化していたためにかなりの注目を集めた。ここでポポフは、集まった記者の質問に答えて、朝鮮半島北部などからの日本人の帰国が実現しなかったのはアメリカ側が船舶を供与しなかったからだと言明した。この説明がアチソンの怒りを招き、翌日、激しいソ連批判の声明が発せられた。アチソンの声明は、これらの地域から日本人が帰国できないのは、交渉を行ったソ連の代表がこれらの地域以外にいる日本の民間人について討議する資格がなく、「ソ連の手にある数十万人の日本人捕虜を含む、未帰還問題全体を討議することを望まなかった」からだと言明したのである。日本の新聞を舞台にしたこの論争は非常に大きな反響を引き起こしたので、おそらくスターリンはこの件について説明を受けたものと推測されるのである。<sup>(58)</sup>

最終的な決定のプロセスは不明であるが、以上のような報告や提案を受けて、スターリンは九月一五日までに実質的な意味での決定を行ったと推測される。この日、マリク次官がモロトフ外相に向かって閣僚会議で採択される決定の案文を書いているからである。そこには次のようにあった。

「日本人捕虜をソ連に今後も居留させることは、この問題をめぐって（東京におけるアチソンの声明、ソ連にいる捕虜の親族と家族による東京におけるデモ行進、デモのデレヴァンコに対する陳情等など）大規模な反ソ宣伝がなされている状況からすると、現在では非常に重大な政治的意義をおびている。ソ連の国民経済の観点からすれば、ソ連において日本人捕虜の労働を利用する期間を長引かせるほど望ましい。

他方で国際政治的判断からすれば、とりわけ日本との平和条約の問題に関して同盟国と交渉がなされることを考えると、わが方としては日本の捕虜と民間人のソ連からの部分的な本国送還を開始することは現在既に有益であろう。その

際、日本人捕虜の本国送還は当面の間、国民経済の計画の遂行を本質的に妨げない規模で行うべきである」<sup>(59)</sup>。

文面の率直さからみて、この後に官僚的な修正がなされた可能性がなくはないが、それでもモロトフが決定案を書くようマリクに指示を出した時点で、既に来るべき閣僚会議において日本人捕虜を送還する正式の決定を行うことが決まっていたはずである。またここでマリクは、日本におけるソ連イメージと今後の日ソ関係を考えると現時点で政策転換を行うことが望ましいとする論理を展開しているが、この辺りがソ連指導部の決断の本当の理由であったと思われる。彼らは、アメリカの占領体制は日本人にとって屈辱的なものであるので、抑留政策で多少の失策を犯しても、今後の働きかけ次第ではまだ日本を米ソ関係の中で有利な方向に導く余地があると判断していたものと思われる。いずれにせよ、一九四五年八月に採択されたソ連の抑留政策は、ここによりやく修正されたのである。

### 三 送還協定の成立

マリクが起草した抑留者送還に関わるソ連閣僚会議決定案は、一〇月四日に正式に採択された。決定の文書そのものは確認されていないが、この決定に基づいて出された内務省の命令が存在する。この内務省の命令は一〇月一日付で内務省捕虜・抑留者担当局のクリヴェンコ局長に対して送られたもので、彼にソ連閣僚会議付属捕虜送還問題全権代表と協力し、内務省が管轄する収容所と軍事力省の支配下にある大隊にいる「日本人捕虜」の送還手続きと送還順序を定めるよう指示するものであった。<sup>(60)</sup>

だが日本では、デレヴァンコがこの決定以前に動き出していた。彼は、閣僚会議決定より一週間余りも早い九月二六日に、マッカーサーに対し「サハリンと千島列島を含むソ連からの日本人捕虜及び民間人の本国送還を始めるというソ連政府の意図に関連し、自分は、在日本連合国総司令官に対してこれを通告し、総司令部及び連合

国最高司令官とソ連の港湾から日本に送還者を輸送するための一定数の遠洋航海用船舶の提供に関して交渉を行う権限を与えられた」と伝えたのである。さらにデレヴァンコは、連合国最高司令官が用意すべき船舶の目安として送還者は毎月ナホトカから一万人から一万五〇〇〇人、真岡から七〇〇〇人から一万人になるという具体的数字を挙げ、送還は一〇月から実施されると説明した。<sup>(61)</sup>明らかに彼は、閣僚会議決定以前にその内容の一部をマツカーサーに伝えるよう指示されていたのである。日本国内の世論を配慮した措置であつたらう。

デレヴァンコはこうしてモスクワの決定内容をいち早く伝えたにもかかわらず、この重大ニュースについて記者会見を開くことを思いつかなかつたようである。このために、たとえば翌二七日付の『朝日新聞』が「在ソ連治下の邦人引揚」と題してこのニュースを伝えたとき、記事は次のようにアメリカ側の視点で説明していた。

「ソ連占領地域内にある日本人は軍事俘虜、民間人を含めて一三〇万人に上つて「いるが」……引揚げ交渉はさる七月停頓したまゝとなつてをり、冬を控へて成行きが気づかはれてゐたが、マ司令部の努力により交渉再開まで漕ぎつけたものである」。

ここにある抑留者が「一三〇万人」に上るといふ情報は、ソ連側が出すはずのないものであつた。明らかにデレヴァンコは記者会見をしなかつたために、アメリカ側が出したリークのままに記事が書かれたのである。また以上のような経緯は、モスクワの指導部とデレヴァンコの間には、新たな政策をめぐる意見の調整がなされていなかったことを示している。デレヴァンコは独自の判断で臨機応変に事態を処理する能力を欠いていたために、このような失態を犯したものと思われる。結果として、日本国民の中ではソ連の対応をそれなりに評価する声はまったくあがらなかつた。<sup>(62)</sup>

アメリカ側は交渉の政治的意味を理解しており、すぐに実務的手続きに入ろうとした。二七日に持たれた米ソ協議では、アメリカ側を代表したハウエル大佐がソ連代表部のアヌーロフに対して、マツカーサーとデレヴァン

コの間で締結される協定のために細部を詰めたいと申し出た。ここでハウエルが最初に発した質問は、毎月どれほどの日本人を本国送還するつもりか、というものであった。これにアヌーロフは何も付け加える情報は持たないとして、デレヴァンコが挙げた数字を繰り返して、本国に照会すると回答した。ハウエルの第二の質問は、乗船が予想される港の凍結期間を質すものであった。これにアヌーロフは港を特定せず、一般的な形で凍結するのは一二月から三月半ばまでだと説明し、これも本国に照会すると答えた。他方アヌーロフは、この席でアメリカ側が提供する用意のある船舶の数を明白にしようとした。ハウエルはこれに、何隻か今は正確にはわからないが、一〇月から一二月まで毎月二万人から二万五〇〇〇人を輸送できらうと回答した。

この後に、議論はデレヴァンコの通知が触れていなかった部分に向かった。イニシヤティヴをとったのはハウエルで、彼はデレヴァンコの声明には千島列島からの送還が言及されているが、その場合にはどの港を使うのかと尋ねた。これにアヌーロフはよくわからないが、サハリンの真岡を使うのではないかと曖昧に回答した。そしてハウエルに旅順地域と朝鮮半島北部からの送還について尋ねられると、この質問を予想していなかったらしく、アメリカ側は朝鮮半島から帰国する日本人のために船を提供する用意があるのか、また日本にいる朝鮮人を本国に送還する用意があるのかと逆に聞き返した。彼はハウエルが二つの質問に肯定的に返事をする、この問題ではアメリカ側が船舶の供与を拒否したので実現できなかっただけで、既に米ソの合意はできているので、アメリカ側が船舶を提供する用意があるとわかれば、どれほどの人数を本国送還できるか問い合わせると前向きに応じた。どうやらソ連側は、アメリカ側がソ連の管理下にあるすべての日本人の本国送還に尽力する気があるのか、疑っていたのである。ハウエルはこうした対応を受けて、改めて必要な点を列挙した質問状を送るので速やかに回答するように求め、また本国送還に関する協定案を送るので検討して欲しいと述べて会談を終えた。<sup>63)</sup>

ハウエルが是非とも得たいと願っていた事項は、翌二八日にデレヴァンコ宛に送られたアメリカ側のメモラン

ダムに記されている。それは、第一に、ナホトカ、真岡、そして大連と朝鮮半島北部の港、という港別の引き揚げ予定者数、第二にナホトカ、真岡、咸興、元山、大連など利用する港の冬季の凍結状況に関する情報、第三にこれらの港において船舶に課せられる制限や引き揚げ船の運航や通信に必要な技術情報であった。<sup>(64)</sup>ここからわかるように、アメリカ側は既に引き揚げの具体的作業を視野においていたのである。

しかし、この後の交渉は日本とアメリカ側の期待に反して難航した。一〇月一五日に日本側がハウエル大佐の係官に問い合わせると、彼は、アメリカとソ連との協議の機会には交渉再開の発表後は九月二七日と一〇月一四日の二度しかもっていないとし、「ソ」側は米側と異なり一々『モスコ』に請訓せねば何事も決定し得ぬ為交渉の進捗は捗々しくないと説明した。<sup>(65)</sup>アメリカ側も二七日までソ連側が示していた前向きな姿勢がその後まったく霧消したために、不思議に思っていたようである。このときアメリカ側は日本側に対して交渉の具体的事実をほとんど開示しようとしなかったが、実際にはソ連側の手続きの煩雑さばかりか、米ソの協定案の違いも交渉を遅延させた理由であった。

両者の違いの第一点は、本国に送還される日本人の総数についてであった。ソ連側は、一九四五年八月二三日の国家防衛委員会決定によって抑留した人々の中から、今回どれだけの人数を本国に送還するつもりであるのか、明らかにしようとしなかったのである。一〇月一四日の会合では、抑留兵士に関係のない朝鮮半島北部の「興南」と元山、そして中国の大連からの送還予定者については、前者が八万人、後者が二五万人と総数を示したにもかかわらず、ソ連領からの帰国者を乗船させるナホトカについては「当初は毎月一万人から一万五〇〇〇人」、そして真岡については「当初は毎月七〇〇〇人から一万人になる」と内訳を示すのみで、送還予定者総数を示さなかった。<sup>(66)</sup>これは当初のアメリカ案が「ソ連管理下の地域にいる日本軍人と民間人は、計画目標として一五〇万人いると推定されるが」と直截な表現になっていたのを無視して示されたもので、<sup>(67)</sup>意図的なものであった。明ら

かに、ソ連指導部は抑留者の総数を開示することを拒んだのである。

第二の相違点は実際の輸送を行う船についての規定にあった。ソ連側が輸送船の燃料費を一時的に負担して、後で自国から日本側に要求することを嫌い、まず連合国最高司令官が送還費用を肩代わりし、次に彼が日本側に請求するという方式を望んだため、アメリカ側は日本で燃料を調達できる石炭燃料の日本船を利用する方式を提示した。<sup>(68)</sup>これだと肩代わり費用が軽減できるからである。ソ連側はこのこと自体は受け入れたのであるが、石炭燃料の日本船についての規定を協定案に盛り込むことに反対した。一月一八日にデレヴァンコはこの点について、「この協定はソ連側と連合国最高司令官の間で締結されるもので、日本人と締結されるべき協定ではなく、彼ら「ソ連側」は日本人とまったく関係がないのである。それ故に、この協定の中に石炭燃料の「日本」船が本国送還に利用されると示唆するものは入れたくない」と説明した。<sup>(69)</sup>これはおそらくソ連指導部が、引き揚げが日本船でなされることを認めれば、連合国が協定を締結して、それに基づきかつての敵国人を本国に送還するという政策全体の意味づけが変わると危惧したからだと思われる。

第三の相違点は、もし送還船が天候などで被害を受けた時に、その修理をアメリカ側が要請した形で実行するか、あるいはソ連側がそうした要請をまたずに修理を実行するかという点であった。<sup>(70)</sup>これは修理の費用の請求に関わるために、双方から様々な案文が提出された。アメリカ側はソ連側が法外な要求をしてくることを恐れたのである。ソ連側は、輸送船に対するソ連側の監督権限を確保すべきだと考えたようである。<sup>(71)</sup>

これらの点以外にも、米ソの間では細かな対立点が存在した。たとえば、ソ連側は日本から朝鮮半島北部に送還されるべき朝鮮人について、以前にこの地域に居住し、この地域で出生した者に限定しようとした。現地の食糧事情の悪さを考えて、帰国者数を少なくしたかったのである。また、ソ連側は、送還される日本の民間人については引き揚げの際に船に持ち込む荷物を一〇〇キログラムまで認めていたが、「日本人捕虜」についてはこ

の規定がなかった。「日本人捕虜」を犯罪者と同等の者とみなしていたようである。<sup>(72)</sup>

全体としてみればアメリカ側は、こうしたソ連側の反論に譲歩する姿勢を見せたが、一部は自らの要求を通そうとした。交渉でのアメリカ側の基準は言うまでもなく日本の利害ではなかった。たとえばソ連側が日本人送還者の総数を示さなかった点は日本人にとっては切実な問題であったが、アメリカの担当者はそれを「本質的ではない」とみなしたのである。彼らにとつては、どの港から各回に何人ずつ輸送するのかという点の方が重要であった。また、石炭燃料の日本船について協定で言及しないで欲しいというソ連側の要求も、譲歩可能な問題だとみなした。この問題を議論した際に、アメリカのラッセル大佐はデレヴァンコに対して「日本人がこの協定を見ることはけつしてない。彼らは当事者ではない。彼らは協定を遂行するにあたって連合国最高司令官の指示にそのまま従うだろう」と述べてアメリカの案文を擁護したのである。<sup>(73)</sup> 彼にとつては、輸送用船が石炭燃料の日本船であるために、輸送できる人数が限定されている点を協定の中に明記することが重要だったのである。

こうした論点をめぐって交渉が予想以上に長引くと、またもデレヴァンコは意想外の行動に出た。突然一月一八日に、彼はソ連側が管理する港には既に引揚を待つ日本人が集まっていると告げ、正式の協定を締結する以前に暫定協定を締結し、彼らをまずもって送還したいと申し出たのである。この提案の主要部分は次のようなものであった。

「將軍「デレヴァンコ」は、彼の政府から承認を得ている、また彼は個人としてナホトカ、元山、真岡、大連、そして威興に何隻かの船を送ることが望ましいと感じていると語っている。これは「正式の」協定の締結前になされるべきである。これらの港には帰還する用意のある者がおよそ五〇〇〇人いる。つまり、港のそれぞれに五〇〇〇人ずついるということである。將軍はこの示唆に対して今日のうちに連合国最高司令官の承認、もしくはコメントを得たいと言っている」。

この通訳の発言から見て、デレヴァンコは九月二七日の交渉でアメリカ側が示した朝鮮半島北部と旅順地区の日本人の送還の用意があるという発言に勇気づけられ、これらの地域にいる日本人だけでも早急に日本に送還したいと考えたものと思われる。上記の発言に続くやりとりの中でも、彼は早期実現の意欲を示し、輸送用船舶が一月三〇日以前にこれらの港に到着できるかどうか、また、この取り決めに口頭の協定で済ませることができると、暫定協定の文案を今日中に届けると応じたのである。<sup>(74)</sup>

以上のようなやり取りから見て、この暫定協定案はデレヴァンコと現地で日本人を管理していたソ連軍司令官の合作であったと推測される。軍司令官は食料事情の悪い中で多数の日本人を管理していたので、一刻も早く送還したいと考えていたのである。<sup>(75)</sup>

それでも、ソ連側は日本から送られる輸送船の活動に必要な通信用周波数などの情報をなかなか提供できず、結局暫定協定をめぐる合意に到達したのは一月二七日のことであった。締結された協定は以下のような内容のものであった。<sup>(76)</sup>

- 一、ソ連とソ連が管理する地域から、日本人二万五〇〇〇人を本国に送還する。その詳細は以下の通り。樺太からは五〇〇〇人が函館に向かい、その到着時期はおよそ一月九日から一四日となる。シベリアからは五〇〇〇人が舞鶴に向かい、その到着時期はおよそ同月八日か九日となる。北朝鮮からは一万人が佐世保に向かい、その到着時期はおよそ同月五日となる。大連からは五〇〇〇人が佐世保に向かい、その到着時期はおよそ一月五日となる。
- 二、日本人の帰還者はソ連側によって、ロシア語で書かれた乗客簿に従って、送還船の船長のところまで輸送される。



三、ソ連の港とソ連が管理する港ではロシア語が使われ、航行の伝言は英語でなされる。

四、朝鮮人を日本から北朝鮮へ送還することは、今回の取り決めでは認めない。<sup>(77)</sup>

上記第四項は、明らかにこの時点でソ連側が朝鮮人の受け入れを望んでいないことを示すものであった。これも、食料、住居などの負担を引き受けたくないという姿勢を示すものであろう。

ともあれ、GHQから二七日朝に暫定協定締結の通知を受けた日本外務省の在外邦人課長は、すぐに管理部長宛にこの事実を伝え、さらに同日の議会で発表することについてGHQの了解を得たと付け加えた。興味深いことに、この文書の余白には手書きで「本件発表に付き、機会ある□□(判読できず)に、国民の不満の意を表する様に……」という指示が書き込まれていた。明らかに外務省上層部は、日本人送還の動きを好ましいものとなしつつも、これが臨時の措置に過ぎないことをよく理解していたのである。<sup>(78)</sup>

暫定協定は以上の他にも、いわゆる「シベリア抑留者」の送還に収まらない面を持っていた。<sup>(79)</sup> 何よりも、暫定協定によって日本に送還されたのはソ連国内に抑留されていた人々よりも、大連などソ連外の地域にいた人々を中心であった。後者の中には民間人が多数含まれていたのである。言い換えれば、ソ連国内に抑留されていた旧軍兵士の多くはこの協定ではまだ主たる対象ではなかったのである。このことを間接的に示すのは、内相クルグロフが送った以下のごとき業務遂行の報告書にある一節である。

「ソ連内務省は、一九四六年一〇月四日付ソ連閣僚会議決定第二二三五―九二一(秘)号「日本人捕虜および民間人のソ連からの本国送還について」が遂行されたことを報告する。一九四六年にソ連内務省は、一万八六一六人の日本人捕虜を送還機関に引き渡した。彼らは、ナホトカ港、チタ市、及びイルクーツク州マリト駅に特別に組織された収容所に護送された。日本人は身体健康な状態で引き渡され、利用に耐える、季節に合った衣服と靴が給付された。日本人捕虜を乗せた列車には炊事用のかまど、必要な食器、備品、一日三回の扶養として計算された食料品、及び医薬品と医療用

人員が供給された<sup>(80)</sup>」。

この報告の日付は一九四七年一月一四日である。ここからすると、一〇月四日付閣僚会議決定で想定された日本人抑留者の送還は、一二月前半ではほとんど実行されておらず、せいぜい一二月後半になされたと考えねばならないだろう。逆に言えば、一二月前半に日本に戻った日本人は上述の暫定協定に基づくもので、これは基本的に、大連や樺太において本土引き揚げを待っていた日本人民間人と、一二月初頭の時点で運よく送り出し港の周辺に送られていた旧軍兵士を対象にしたものであったと推定されるのである<sup>(81)</sup>。

当然ながら、本格的な送還協定をめぐる交渉は暫定協定に基づく輸送船が日本に到着すると並行して進められた。その最初の会議は一二月四日にもたれたが、暫定協定に拠って送還がともかくも実地に移されたことで、実施細目に関するソ連側の不信任は後方に退き、交渉は急速に妥結に向かった。もはやソ連側は、輸送船が故障した場合の修理業務に関する取り決め以外には交渉で争う必要はないとみなしていた。他方のアメリカ側も、緊急事態の発生は昼間の輸送業務では可能性が乏しいと判断していたので、この問題での交渉を無用とみなした。こうして一二月一九日に米ソ間の送還協定が締結された<sup>(82)</sup>。

締結された協定は、その第一節第一項に「日本人捕虜」と「一般日本人」を対象とすることを明記しており、暫定協定と異なっていた。日本人引揚者数も第二節第二項で毎月五万人とされた。またこの協定では、第一節第二項で「朝鮮半島の北緯三八度以北にかつて居住し且同地域で出生した朝鮮人一〇〇〇〇人」の同地域への引揚を規定しており、ここに初めて、交渉の当初に想定された本国送還の相互性が確保されたのである。関連して第二節第三項に、北朝鮮からの引揚は同地域から「日本人が一〇〇〇〇〇万名引揚げた後に」行われるとあり、同地域の居住条件に配慮する内容になっていた。

米ソ協定で第二に注目されるのは、上記の「一般日本人」については、その引き揚げはあくまで各人の希望に

よると規定されていたことである。この規定は上記の朝鮮人の場合には存在しなかった。日本人の場合には、ソ連管理地域に残ることを希望する者がいるはずであるが、朝鮮人の場合には全員帰国を望むはずだと想定していたのであろう。

第三に注目されるのは、第二節第四項で米ソ双方に、気候条件など「予見されない状態の変化により、所定の引揚港及び引揚数の変更をなす権限」を認めていた点である。協定締結時に冬季の輸送が中断される可能性があることは、双方で了解していたのである。抑留を扱う文献では、時にソ連側が故意に輸送を中断したとする記述が見られるが、そもそもその協定で想定されていた事実であったことは理解されるべきであろう。

第四の注目点は、ソ連管理地域からの日本人と日本からの朝鮮人の引き揚げにかかる費用は、すべて日本政府が負担することになっていたことである。ソ連側は、あくまでこうした事態を引き起こした責任は日本政府にあるとみなし、アメリカ側はこのようなソ連の理解に基本的に同意したのである。このような理解は、その他の項目にも反映されていた。たとえば、一般日本人が日本へ持ち帰ることが許されたのは一〇〇キログラムまでとされたが、日本から引き揚げる朝鮮人は二〇〇キログラムまでの所持品と一〇〇キログラムまでの「軽機械および手動機械」の携行を許された。また旧兵士は個人の書類と一定額の所持金のみが許されたのである。<sup>(83)</sup>

以上の内容から判断すれば、この協定は日本の戦争責任を問う論理の延長上に成立していたと言えよう。それでも日本国民の多くは協定を歓迎した。日本側が問題にした唯一の点は、そこにある毎月五万人の送還という規定であった。ここでは抑留者の大部分が帰国するまでに相当の年月を要すると判断されたからである。<sup>(84)</sup> 日本政府が地方の責任者に送った説明によれば、総司令部の側はこうした懸念を理解し、日本側責任者に対して「ソ連地区よりの邦人引揚に関する協定内容は決して満足なものではない。然しこれがソ連相手の交渉の常として我々の為し得る最善のものであった」とし、「月五万といふ数は実施の段階に入つてから逐次これを増加する交渉を継

続する積りである」と述べたのである。<sup>(85)</sup>

総司令部がこの通り発言したという確証はないが、このやり取りは、既にこの時点で総司令部がソ連のこの問題の対処について日本と共通の否定的認識を持つと、日本政府が受け止めていたことを示している。ともあれ、ここに抑留者の送還が始まったのである。

#### 四 送還開始と冷戦の波及

日本の指導者たちは、一九四六年以降の邦人引き揚げをめぐる交渉を通じて、アメリカに頼る以外に有効な対ソ政策はないと確信するようになったものと思われる。しかし占領下では、こうした方針を公然と語ることはできなかった。最初は外相として、後に首相兼外相として抑留問題を関わった吉田茂は、占領という拘束条件について最もよく知る人物であった。彼は一九四六年九月一七日の貴族院の討議で、ソ連占領地域にある「同胞残留者」をめぐる板谷順助議員の質問に次のように答えて、初めてこの微妙な問題に触れた。

海外同胞の引き揚げは一部を除き完了しつつある。しかし「独り御話ノ通り、『ソヴィエト』管下ニ於ケル問題ニ付テハ甚ダ苦慮致シテ居リマス、御話ノ通り何等ノ消息モ得ル能ハズ、又引揚帰還者ノ先ノ見据エニ付テモ甚ダ見据エガ立チニクイノデアリマス、……然シナガラ然ラバ前途如何ナル方法ガアルカ、日本現在ノ状況ニ於キマシテハ、連合国ニ懇願スル以外ニ方法ハナイノデアリマス、……又仕合セニ連合国ニ於テハ此ノ問題ニ付テ、日本政府ノ為ニ同情ヲ以テ種々『ワシントン』ニ於テ、現ニ交渉致シテ居ル筈デアリマス」。

さらに板谷から「今ニ婦ルカ、明日ハ婦ルカト待ツテ居ル所ノ家族ニ対シテモツト親切ナ御答弁ヲ一ツ願ヒタイ」と詰め寄られると、彼は次のように補足した。

「連合国、或ハ『ソヴィエト』ノ言ヒ分ノ喰違ヒハ確カニアリマスカ、如何ニシテ喰違ツテ居ルカ、孰レガ是デアルカ、

非デアカト云フコトヲ確カムル方法モ今日ハナイノデアリマス、併シナガラ連合國ガ日本ノ在留同胞ノ救護ニ対シテ非常ニ同情アル態度ヲ以テ『ロシヤ』ニモ対シテ居ルト云フコトハ先程モ申シマシタ通り是ハ最モ顯著ナル事実デアリマス<sup>(86)</sup>。

明らかに、吉田はここで故意に「連合國」の中にソ連を含めず、両者の対日姿勢の違いに注意を促したのである。彼は既に、ソ連の行動をもつて日米兩國の共通の問題だとみなしていたものと思われる。この時期アメリカの中では、日本の将来をアメリカと結びつける政策はまだ初期の検討段階にあった。<sup>(87)</sup>したがって、たとえ吉田が戦後の日本はアメリカに依存してソ連が提起する問題に対処する以外にないと認識していたとしても、そうした願いを口にする状況ではなかった。上記の貴族院における討議で吉田が表出した認識は、この時点で日本国民が公然と表明できる限度であったと言えよう。しかし吉田は、一月の末に開かれた衆議院での討議の際にも「關係連合國の好意」によって抑留の問題が解決に向かっていると発言し、ソ連をその他の連合國と區別する認識が彼の外交観の中に確固として存在することを示したのである。<sup>(88)</sup>

このような吉田の反ソ的な発言は、当然ながらソ連側の注意を惹いた。ついに一九四七年三月三十一日に、ソ連の駐米臨時大使ツアラブキンは、日本とアメリカの新聞報道によれば、日本の吉田首相は講和条約について勝手な発言するばかりか、反ソ的な言動を行っているので、ソ連政府としては「吉田にこうした対ソ敵対発言に対する反省を求め、今後同様の挑発的な言動を許さないよう「アメリカ政府が対処することを」期待する」とする抗議の書簡をアチソン國務長官代理に送った。<sup>(89)</sup>これに対して、五月一日付でアチソンは極東委員会のソ連代表ノヴィコフに対して、詳細に調査した結果、「吉田首相が『われわれ(日本)は北方に敵を持っている』という発言をしたという証拠、あるいは彼が同様の内容の何らかの指摘をしたと証する証拠は何もない。インタビュに出席していた一人のアメリカの特派員だけがそう伝えているが、彼の不正確な報道は明らかに言葉がよくわから

ないからだ」とする回答を送っていた。<sup>(90)</sup>

全体の状況から見て、抗議したソ連側は事実を正確に捉えていたのであるが、アメリカ側は吉田をソ連の攻撃から守ったのである。いずれにせよ、このアメリカの回答が出されたときには総選挙で自由党が社会党に敗北した結果、吉田は政権を手放さざるを得なくなっていた。吉田は外交の現場から離れたが、彼が暗黙のうちに定めた、連合国とソ連を一方的に区別し、前者に依拠してソ連に対する路線は次の片山政権に引き継がれた。

しかし、ちょうど吉田から芦田均外相に職務が引き継がれた頃から、米ソ間ではソ連支配地域からの送還者数を抜本的に増大させるための交渉が進んでいた。それがどのような事情から生じたのか、全容は未だ不明である。あるいは三月五日の対日理事会の席上で、ピシヨップ臨時アメリカ代表が中国代表の要望に応えて在外日本人の本国送還政策に触れた際に、ソ連支配地域（北朝鮮、大連、旅順、千島、サハリン、そしてシベリア）において、一九四七年四月一日時点で一〇八万人という多数の日本人が残留していると述べたことが影響したかもしれない。<sup>(91)</sup> 議事録を読む限り、この発言は実務的な報告として受け止められた。ソ連地区からの送還が始まったばかりの状況であったので、ここでアメリカ側がソ連を批判するために「一〇八万人」という数字を示す理由はなかったのである。

ピシヨップの発言がたとえ事務報告であったにせよ、この席でそれを聞いていたソ連代表はすぐにその重大性に気づいた。ロシア外務省の関連する史料の利用を許されたカタソノワによれば、ピシヨップの報告はデレヴァンコによって電報でモスクワに伝えられた。これを受け、送還作業を主管するソ連閣僚会議付属本国送還局の局長代理ゴルベフは、ソ連外務省宛の書簡において、ピシヨップの数字は実際にソ連支配下にある日本人の数より著しく多いので反駁すべきであるとする提案をしたのである。しかし上層部では、まだ抑留日本人の総数を示すことは差しさわりがあるとして、然るべき時に抑留日本人数はおよそ七〇万人であると日本国内に伝えることに

なった。<sup>(92)</sup>

同じ三月の半ば過ぎには、マッカーサーがワシントンの意向を問い合わせることなく、対日講和条約を締結すべきときが迫っていると記者会見で発言し、大きな反響を引き起こしていた。こうした状況も、東京における米ソ間の関係に何らかの形で影響したのかもしれない。ともかく、春から夏にかけて、米ソ間で日本人抑留者の送還をめぐる前向きな解決を目指して接触を生む状況が生じていた。しかし、まだロシア側でもアメリカ側でも関連する史料が見出されないため、日本側の史料によってこの間の動きを推測する以外にない。日本外務省在外邦人課長名で書かれた覚書によれば、状況は次のようなものであった。

「六月十八日引揚援護院より『総司令部では小樽にリセプションセンターを開設する意向があるように看取されるが、確実な所を確かめて貰い度い』と云う依頼を受けたので、G3スチュアート少佐（ハウエル大佐及びバージェス中佐の後任として引揚事業の責任者）の意向を打診した処、『ソ連よりの引揚が増加した際に備え小樽を一応可能なる候補地として瀬踏みの調整を行っている程度で、具体的にソ連からの引揚が増加する見透がつかいと云う訳ではない』と云うことであった。然るにその後援護院が現地方面から得た情報に依ると、総司令部が小樽にリセプションセンターを開設せんとする計画は相当具体的に進んでいる模様である」ことが判明した。<sup>(93)</sup>

その後、引揚援護院は、全体として引き揚げが終結しつつある中、新たな受け入れ拠点を開設するより既存の施設を利用したいと考え、その旨を外務省管理部よりアメリカ側に伝えて欲しいと願った。そこで外務省の係官がスチュアート少佐との協議に入ると、七月二五日の会談の際に、少佐は内密だと断った上で次のような事情を日本側に打ち明けた。

「目下ソ連よりの引揚数増加に関する計画が進められて居り、総司令部としては一応真岡（樺太）から毎月六万〔一〕ナホトカ（シベリア）から十万送還の案を立て、樺太の六万を函館及小樽で折半して受入れ、シベリアの十万は舞鶴

(七万五千) 佐世保 (二万五千) 両港で受入れることにし度いと思つてゐる」。

同じ文書にはさらに、「ソ連との交渉の見透しに付ては、在京ソ連代表との間に行はれ来つた非公式な話合から見て、「ス」少佐としては相当の自信を持つてゐるやうに見受けられた」と付け加えた。

その後もスチュアートからの情報は続き、七月二十九日には引揚数として、樺太六万人、シベリア一五万人の計二二万人を毎月送還する話が出てゐることを明らかにした。日本側はこれによつて引き揚げが相当早く進むと期待したのであるが、翌三〇日にはスチュアートはソ連側の要求で樺太からの引き揚げは八月から相当減の見込みであること、総司令部内では二二万人案から一六万人案に逆戻りしたこと、さらに、これでさえも総司令部内の各セクションの利害が対立しており、ソ連側に正式提案をするには、まだ多少の日時がかかることを日本側に伝えたのである。<sup>(94)</sup>

それでも日本側としては米ソの非公式の交渉に期待をかけていたが、米ソ間の交渉はこの後に突然中止された。その模様は八月二十五日付の文書に次のように説明されている。

「ソ連より毎月十六万の邦人を送還する計画は数日前参謀長の許へ提出された旨、係官(G3) スチュアート少佐より内報あり、心待ちしてゐた処、本日突然、全少佐より本計画は或る事情に依り、ディスプレイされた由(The plan was disapproved for the reasons which I can't tell) 旨内報あり、全少佐も流石に失望の色をかくし切れぬ模様であつた」。<sup>(95)</sup>

さらに八月二十七日付の報告書では、スチュアート少佐は船舶不足や燃料不足といった技術的な問題が原因ではないと答え、それでは「原因はもつと大きなポリシーと云ふかハイヤーレベルの問題であつた訳です」と日本の外交官に質問されると、笑つて「自分は唯ワーキングマンに過ぎぬから何とも云へぬ」と答えた」と記されてい<sup>(96)</sup>る。



これらの史料は、交渉中断の理由がソ連側になかったことを示唆している。もしソ連側の対応が原因で交渉が頓挫したとすれば、アメリカの担当係官が計画は「或る事情に依り不可とされた」と説明する理由がないからである。少なくとも日本の外交官は、原因はアメリカ側にあったと推測していた。しかし、こうした事件が起きていた事実は日本政府によっても内密にされ、日本国内には伝えられなかった。

当然ながら日本政府は米ソ交渉を特に重要だとみなしており、その顛末について一段上のレベルで問い質そうとした。八月二十八日に、芦田外相とミューラー参謀長が会談したのである。ここで芦田は「ソ連地区ニ抑留中ノ邦人ハ今尚ホ八十五万人ヲ数ヘ、待遇極悪ノ為メ死亡率モ多キ様子」だと日本側の理解を伝え、すぐに、「連合国司令部ニテハ、□□来、月々ノ送還數ヲ十六万ニ増加シタキ意嚮ニテ交渉中ナリト□□□□、昨今又放棄セラレタルヤニ□□ク、如何ナル事情ナリヤ」と質問した。(□印は判読不明箇所)。この質問に驚いたミューラーは、どこから交渉について聞いたのかと尋ね返した後、直接には質問に答えず、アメリカ側はかつて三六万人の送還を申し出たように、日本側の希望に沿うよう努力してきたと述べた。そこで芦田が、送還者の増加を求め多くの陳情が寄せられていると伝えると、彼は今度は次のように答えた。

「(自分も早期送還を求める)『デモンストレーション』ヲ目撃セリ、然シロシアニ対シテハ示威運動ハ無効ナリ、何カロシア人ハ仕事ニモ緩慢ニテ、下ラヌ技術上ノ問題ニテモ、モスコニ訓令ヲ乞ヒ、ソノ返事ニ四カ月モ要スルト云フヨウナコトモアリ、実ニ仕事ノ相手方トシテ厄介ナ連中ナリト云ヘリ」<sup>(97)</sup>。

ミューラーは、あくまでソ連の非効率的な政治システムのために送還者が増加できないとする従来の主張を繰り返したのである。芦田はこれに何もコメントを加えることなく、この件についてのメモを終えている。この興味深いエピソードは、抑留者の送還の遅れが果たしてソ連側のみであったのか、あるいは、米ソ冷戦の激化という全体状況の変化がアメリカに影響したのではないか、という問題を提起している。いずれにせよ、この時点で

表1 「ソ連地区」からの引揚者

1946年12月	28,421人	1947年8月	30,418人
1947年1月	83,438人	1947年9月	36,181人
1947年2月	63,693人	1947年10月	35,181人
1947年3月	90,606人	1947年11月	47,667人
1947年4月	58,083人	1947年12月	3,676人
1947年5月	51,920人	1948年1月～4月	0人
1947年6月	49,125人	1948年5月	46,345人
1947年7月	46,564人	1948年6月	44,999人

は日本外務省はこの件に立ち入るだけの力量を有しておらず、真相は不明である。

ともあれ、総司令部は八月三〇日に、以上の交渉の中で取り沙汰されていた樺太からの日本人の送還についてソ連側に一つの提案をした。同日付のソ連代表部のキスレンコ代理宛の書簡において、樺太からの輸送上の困難を克服するために真岡だけではなく、「大泊、恵須取、敷香、その他の千島列島をも含む港に送還用の船舶を送る」用意があると申し出たのである。総司令部はソ連側がこれを無視すると、九月一九日に上記の提案に対する回答を督促する書簡をキスレンコに宛てて送った。<sup>(98)</sup> こうした総司令部の動きの背景に冷戦状況の進展があったこ

とは否定できないが、それと同じほどに、ソ連地区からの引き揚げの減少という事情が影響していたであろう。当時の引き揚げの状況は、外務省の引揚渡航課が作成した「ソ連地区からの引揚者」に拠れば、表1のようなものであった。<sup>(99)</sup> (ここで「ソ連地区」とされているのは、ソ連支配地域のことである)。

この表から明らかなように、当初は毎月五万人の送還という規定は問題なく実行されていたが、一九四七年六月以降は送還されてくる人々の数は五万人を下回るようになっていた。特に八月以降は人数が急減し、先行きに不安を抱かせる状況だったのである。

にもかかわらず、総司令部の書簡に対する一〇月二一日付のソ連側回答は、「我が方の情報によれば、本年一月から九月までにソ連当局は四九万二〇〇人以上の日本人を送還した」、換言すれば、協定にある五万人の送還について注意を促す総司令部の書簡は不適切であると主張していた。キスレンコによれば、八月三〇日付のアメリカ側提案はそもそも「輸送と技術的な理由から実現

できない」ものであった。<sup>(10)</sup>

それでもソ連の在日代表部は、上記の回答が引き起こす強い印象を弱めようとしたのか、一〇月二三日、一八日、二〇日に総司令部に書簡を送り、同月末から翌月にかけてナホトカと真岡に送還用の船舶を送るよう要請した。<sup>(11)</sup>

米ソの代表が抑留者の送還問題で激突したことで知られる一〇月二九日開催の第四回対日理事会は、以上のような経緯を背景にするものであった。ここで攻勢に出たのは、八月に飛行機事故で亡くなったアチソンを引き継いでアメリカ代表となったW・シーボルトであった。第三節で指摘した通り、一九四六年一二月の米ソ送還協定締結の際にソ連側は日本人抑留者の総数を示そうとしなかった。またアメリカ側も、その時点では総数を質すうとはしなかったが、シーボルトはこの問題にソ連を攻撃する材料を見出したのである。

この日の発言の冒頭で、シーボルトはポツダム宣言にある日本軍は完全武装解除後に速やかに家族の下に返すという規定に注意を促し、これに基づいて既に五七六万五二四四人の日本人が連合国によって外地から日本に送還されたと報告した。この一般的な報告に続けて、彼は以上の状況とは対照的に、ソ連支配地域は今もなお七六万一〇〇〇人が未帰還だと推測されると指摘した。さらに、八月の末からアメリカ側は送還者の輸送を迅速に行うために建設的な提案をしているのに、ソ連側はこれにまったく応じようとしていないと非難した。シーボルトの発言がソ連批判を意図したものであることは、彼が箇条書きにまとめた問題点の次のような個所を読めば理解できよう。

「第五に、まだ帰還していない旧軍人の運命について、日本中でかなりの不安が広まっている。今日まで、ソ連当局は旧日本軍人の人数、名前、状態、存在位置に関するいかなる統計資料も最高司令官に提供していない。今日まで、ソ連軍が捕獲した旧軍人については、二〇パーセントとも三〇パーセントとも言われる死亡率についての噂が出回っている

にも拘わらず、彼らの死亡について一片の通知も総司令部は受け取っていない。第六に、ソ連当局からの情報が欠如している状況では、いつ、どのように個々の日本人が送還されるのか予想することが困難である。総司令部が入手できた情報によれば、ソ連当局によって帰還が許された日本人は、次のような順である。貧窮者、失業者、貧窮した都市住民、農民、ソ連の本国送還努力に非協力的である者、そして所謂「妨害反動分子」である<sup>(10)</sup>。

当然ながら、これにソ連側を代表したキスレンコ少将は激しく反発した。彼の反論は以下の三点であった。第一に、日本人の本国帰還の問題は対日理事会の管轄外であり、帰還は一九四六年末に締結された協定に従って粛々と実現されている。第二に、送還開始から一九四七年一月二五日までの期間で既に五六万二五四二人が帰還しており、これは協定にある毎月五万人の規定が超過遂行されていることを意味する。第三に、にもかかわらず総司令部がこうした問題をここで提起するのは、帰還した日本人が日本において悲惨な生活を余儀なくされている事実から注意を逸らすためである。

キスレンコは以上の主張を裏付けるために、日本の新聞や雑誌に掲載されたソ連からの帰国者の動向を伝える記事を紹介した。たとえば『東京タイムズ』一九四七年一月一七日号によれば、シバキ某というソ連からの帰還者は、「帰国して一人きりになって初めて、ソ連の良さを痛感した」と語っており、また『時論マガジン』一九四七年二月一日号によれば、五五九万五千人の失業者がおり、その内の四〇パーセントは国外からの帰還者であった。「旧軍人の失業率は七四パーセントの高さ、言い換えれば、「失業者は」三四一万人の「旧軍人」の中の二五二万人に及んでいる」というのである。さらに彼は、ソ連からの帰還者は健康状態がよく、靴や被服などの必要品を供与されていた事実を指摘し、マッカーサーも六月二八日のデレヴァンコとの会見でこの点を認めたはずだと付け加えた<sup>(10)</sup>。この時の模様はこれまでの抑留問題の取り扱いとは異なり、『プラウダ』紙を通じて報じられた。対日理事会において、アメリカ代表が日本人抑留問題をめぐって根拠のないソ連批判を繰り広げたが、キス

レンコがこれを全面的に論破したというのである。<sup>(10)</sup>

しかし、彼の発言が熟慮されたものでなかったことは確かである。何よりも、協定は毎月平均五万人の送還を規定しているという解釈は、ソ連側の履行能力を無視していたので、この後に日米両政府に実行を迫られる材料になった。しかも、ソ連代表は肝心の抑留日本人の総数を示すことも、死亡者の数を示すこともできなかった。この間のソ連指導部の動きは不明であるが、おそらくスターリンの政策はスターリン自身によって総括されるまで何一つ変えられなかったので、下僚たちはその場しのぎの言動を繰り返していたものと思われる。結果として、シーボルトは日本国民にソ連側のこの問題での不誠実さと、これと対照的なアメリカの善意を印象付けることに成功したのである。

以上見てきたごとく、米ソ協定による抑留者の送還は半年ほどしか順調にすすまなかった。一九四七年後半には、米ソの対立点ばかりが目立つようになったのである。興味深いことに、一〇月末までに、アメリカ政府はソ連による日本人抑留者の引揚問題について自国を第三者の立場に置こうとしなくなっていた。それとともに、日本政府も連合国とソ連を区別して取り扱うことを当然とみなすようになった。こうした状況の中で、アメリカ側代表と日本政府は、ソ連から戻らない抑留者の問題に関心を集中するようになった。(以下続)

(1) 本稿全体に関係する文献として、ロイ・メドヴェージェフ(佐々木洋訳)『スターリンと日本』(現代思潮新社、二〇〇七)がある。しかしこの書物はロシアの文書館史料を利用しているとは言え、日本側史料と研究はもちろん英語の史料や研究書も利用しておらず、スターリンと日本に関するメドヴェージェフの覚えがきノートと呼ぶべきものである。

(2) 若槻泰雄『シベリア捕虜収容所』(サイマル出版会、一九七九)。若槻は本書のまえがきで、抑留中に死亡した人間は長崎の原爆で死亡した人と同じほどであったという事実を指摘した後、しかし、日本におけるこの問題の取

扱ひ方の冷淡さは、ほとんど不思議なくらいである」と記していた。同書上巻、一ページ。

(3) アレクセイ・キリチェンコ「非はわがソ連にあり」『文藝春秋』一九九〇年七月号及び八月号。ポブレニョフ『シベリア抑留秘史』(終戦史料館出版部、一九九二)。S. I. Kuznetsov, *Iapontsy v sibirskom plenu (1945-1956)* 邦訳『シベリアの日本人捕虜たち』(集英社、一九九七)。ただしこの翻訳があまりに杜撰なため、長勢了治が訳し直した。同書は長勢を発行者として二〇〇〇年に再刊された。

(4) この点では、以下の研究は、日本人研究者には利用が制限されているロシア外務省保管の史料を利用しており、大変貴重である。しかし、ソ連外務省が保有する史料のみに依拠して事態を論じているために、多くの問題点を有している。何よりも問題なのは、日本人の本国送還の問題が米ソ二国間の交渉のそれとして捉えており、日本政府の存在が忘れられている点である。E. L. Katasonova, *Iaponskie voennoplennnye v SSSR, bo'shatna igra velikikh derzhav, (M., 2003)* エレーナ・カタンソヴァ(白井久也訳)『関東軍兵士はなぜシベリアに抑留されたか—米ソ超大国のパワーゲームによる悲劇』(社会評論社、二〇〇四)。

(5) 日本側の研究では、抑留の実態の解明を目指した阿部軍治の研究が、公開された日本側史料と回想録を広汎に利用しているが、ロシア側の史料はすべて再引史料である。阿部軍治『シベリア強制抑留の実態—日ソ両国資料からの検証』(彩流社、二〇〇五)。日本政府は独立法人として平和祈念事業特別基金を設置し、『戦後強制抑留史』全八巻を二〇〇五年に刊行した。ただしそこでは関係する有識者が手分けをして分担執筆をしたため、内容に精粗が生じた。また、ロシア人研究者の研究を無批判的に利用する傾向が見られる。

(6) 本稿は、これまで私が行った以下の二つの報告を修正、加筆したものである。「ソ連政府の日本人抑留者送還政策」『スラブ研究センター報告シリーズ八一号、日ソ戦争と戦後抑留の諸問題』(Slavic Research Center, Hokkaido University, 2002)、『Soviet Repatriation Policy Pushed Japan into the Cold War』, North East Asia in the Cold War: *New Evidence and Perspectives*, Slavic Center 2008 Summer Symposium, (June 26, 2008). 本稿では上記の発表後に明らかになった誤りと問題点を訂正・補筆した。

(7) 原文の主要部分は以下に収録されている。V. Karpov, *Plenniki Stalina*, (Kiev, Lvov, 1997), p. 310. 長勢了治訳の翻訳『スターリンの捕虜たち』(北海道新聞社、2001)があるが、そこにはこの文書は収録されていない。

- (8) 『GHQ トップシークレット文書集成』第一期、第九卷(柏書房、一九九三)、一二二ページ。(これはGHQ/SCAP Recordsの主要文書を集めた資料集である)。
- (9) 戦後強制抑留史編纂委員会編『戦後強制抑留史』第六卷(中央公論事業出版、二〇〇五)、一八九〜一九〇ページ。
- (10) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-1、ソ連地区邦人引揚関係一件、重光から在瑞典岡本公使宛、昭和二〇年九月五日「在鮮邦人保護方の件」第二二二号。
- (11) 同右、岡本から重光宛、九月六日発「在鮮邦人保護方ニ関スル件」第五六七号。
- (12) 同右、重光から岡本宛、昭和二〇年九月一〇日、第二二六号。
- (13) 同右、この事情は以下の文書に依拠するもので、岡本の回答は見当たらない。Memorandum from the Japanese Government to the Supreme Commander for the Allied Powers, C. I. O. no. 3, Sep. 16, 1945. なおこの最高総司令部宛の日本語の文書もあるが、当該箇所の活字が一部不鮮明なため、ここでは上記英文から訳出した。
- (14) 同右、重光から加瀬宛、昭和二〇年九月一〇日、第三九八号、及び、加瀬から重光宛、九月一四日、第九六四号。
- (15) 同右、昭和二〇年九月八日付河辺参謀次長「スザラント」参謀長会談録。
- (16) 同右、「北鮮、満洲、樺太及千島に於ける邦人の保護及引揚に関する交渉関係文書」。これは昭和二〇年八月一日から十一月一日までの文書を集めたものである。以下、ここにある電報等については「文書」と表記し、その番号を付すことにする。
- (17) 「文書」、第一四、終戦連絡中央事務局発連合国総司令部宛覚書(訳文)。九月九日付。
- (18) 同右、第二〇、重光外務大臣より連合国最高司令部「サザラント」参謀長に対し「ソ」連邦官憲に電報方要請したる文書(訳文)。九月一二日付。
- (19) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-1、ソ連地区邦人引揚関係一件、C. I. O. 第三号、帝国政府から連合国最高司令官宛覚書、「ソ連占領下地域ノ状態改善ニ関スル件」、昭和二〇年九月二六日付。これは上記註一三で利用した英文に対応する邦文覚書である。
- (20) Pravda, September 12, 1945.

- (21) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-21、ソ連地区邦人引揚関係一件、対「ソ」直接折衝方至急開始方ニ関スル件(私案)、(二〇、九、二二、政四、高杉)。
- (22) Reports of General MacArthur, MacArthur in Japan: The Occupation: Military Phase, vol. 1, supplement, (Washington D. C., 1966), pp. 96-97.
- (23) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-21、ソ連地区邦人引揚関係一件、吉田茂から加瀬公使(在瑞西)、第四二九号、「在外邦人引揚ニ付国際赤十字ノ協力要請方ノ件」昭和二〇年九月二六日付。同上、倭島第四部長から亀山参事官、「赤十字国際委員会駐日代表「ジュノー」博士ニ対シ便宜供与方ニ関スル件」昭和二〇年一〇月一日付。
- (24) 「文書」、第三三、吉田外務大臣発在支大使宛電報、昭和二〇年一〇月九日付。
- (25) 同右、第三八、吉田外務大臣発在瑞典岡本公使及在瑞西加瀬公使宛電報、「ソ」軍占領下の情勢改善に關し瑞典国政府及赤十字委員会の斡旋取付方に関する件、昭和二〇年一〇月二五日付。
- (26) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-21、ソ連地区邦人引揚関係一件、「ソ」連軍占領地域在住邦人救済措置概要」日付なし。
- (27) 同右「Memorandum to the Supreme Commander fro the Allied Powers from the Japanese Government, C. L. O. 85, October 9, 1945.
- (28) 同右「Signal CURPS(?) Message to Imperial Japanese Government from SCAP dated 12 October, 1945.
- (29) 同右、「ソ」連軍占領地域ニアル邦人ノ件ニ関シ児玉総裁「サザランド」参謀長往訪ノ件。手書き、一〇月二三日とある。往訪した日時は文書の中に示されている。
- (30) Reports of General MacArthur, MacArthur in Japan, pp. 152-153, p. 168, 172.
- (31) 同右、「満洲及北鮮ニ於ケル邦人保護ニ関スル交渉経過」昭和二〇年一月二五日付。
- (32) V. Pechatnov, Soizuzniki nazhimaui na tebia dia togo, shtbody slomit' u tebia voliu, Istochnik, no. 2, 1999. なお、この事件の経緯については不十分ながら、拙稿「戦後ソ連の対日政策——一九四五年——一九四七年」『科学研究費補助金研究成果報告書 冷戦史の再検討——二一世紀世界秩序の模索のために』(研究代表者毛利和子)(平成一六年三月) pp. 89-92.



- (33) Richard B. Finn, *Winners in Peace*, (University of California Press: Berkeley, 1992), pp. 68-69.
- (34) 外務省外交史料館所蔵文書。K71-211、ソ連地区邦人引揚関係一件、「ソ」連軍占領下の引揚促進保護方に関する対外交渉「昭和二十一年。この表題と日付は手書きで加えられている。内容から見て、昭和二十一年半ばに作成されたものと思われる。中には、連合国に対して、一月二二日から翌一九四六年六月一日までに二一回の要請を行った事実が記され、その後、次のような総括がなされている。「以上諸要請にも不拘蘇連邦側は（よりと手書きで訂正）何等の回答に接せざる状態である。但し米側及中国側の好意に依り南滿地区よりは引揚が開始された」。
- (35) A. M. Ledovskii, *SSSR i Stalin v sud'bach Kitaia*, M., 1999, pp. 28-29.
- (36) *Ibid.*, p. 30.
- (37) *Russkii arkhiv, Velikaia otechestvennaia*, vol. 7(2), M., 2000, dok. 648, p. 275-276.
- (38) デレヴァンコについては、彼の子息が書いた読み物風の伝記がある。それによると、デレヴァンコは九月二日の調印式に出席した後、一度モスクワに戻ってスターリンに日本国内の状況を報告して郷里に戻っていたが、一九四六年一月二日に改めて対日理事会の代表として任命され、再来日したと云う。V. K. Derevianko, *Soldat, general, diplomat*, Dnepropetrovsk, 1971, pp. 43-50, pp. 134-144.
- (39) GHQ/SCAP Records, box 382, GIII-00111. From Soviet Section of the Allied Council (K. Derevianko) to Army General Douglas MacArthur, SCAP and Chairman of the Allied Council for Japan on February 28, 1946.
- (40) *Ibid.*, GIII-00111. Memorandum from S. J. Chamberlin to Lieutenant General Derevianko on March 4, 1946.
- (41) *Ibid.*, GIII-00110. Incoming Message from Washington to SCAP on June 8, 46. ロンブスキー外務次官は、六月一日付で示した回答で、捕獲戦利品の分配のためにも、また船の装備からみても、ソ連側の捕獲する船舶は輸送に不適合であると主張した。
- (42) GHQ/SCAP Records, box 382, GIII-00111. Translation from Russian, no. 43, from Soviet Section, Allied Council for Japan (K. Derevianko) to SCAP, General of the Army Douglas MacArthur (March 12, 1946).
- (43) *Ibid.*, GIII-00110.

- (44) Ibid, GIII-00109. C. I. O. no. 2814 (from Imperial Japanese Government, Central Liaison Office to GHQ/SCAP on June 11, 1946).
- (45) Karpov, Plenniki straina, p. 81, 翻訳一ページ。ただし訳文は改めた。これとは異なり、五月の日付のあるドイツ人などヨーロッパ人の抑留者から「身体障害者、高齢者、その他長期労働不能者」を本国に送還するソ連閣僚会議の決定案は資料集に見出される。M. M. Zagorul'ko, ed., Voennoplennyye v SSSR, 1939-1956, (Moskva, 2000), dok. 8. 10, p. 815.
- (46) 双葉粟『シベリヤに居る日本俘虜の実状』(一平社、一九四七)一六五ページ。また、森田芳夫『朝鮮終戦の記録』(敵南堂、一九六四)七五六〜七五七ページにも関連すると思われる事実が記されている。またカタソノフは、以下のように説明して、異なるニュアンスを伝えている。「重傷を負ったり、重い慢性病を持ったりする元日本兵と将校たちは、すでにソ連へ送り出す前に祖国に帰されていた。しかし輸送の用意が整っていなかったために、彼らの少なからぬ人々がその中に入ることができず、ソ連の前線近くの収容所に病気の状態で到着したが、彼らは短期間に労働可能な状態に回復することができなげ様子であった」。Katasonova, op. cit., p. 82. (訳書の七六ページにあたるが、訳し直した。)
- (47) この事実は以下にあるアチソンの発言によつて確認できる。Corrected Verbatim Minutes of the 18th meeting, June 26, Allied Council for Japan (この資料は以下A.C.J.と略す) 8a-626, p. 18.
- (48) GHQ/SCAP Records, box 382, GIII-00109. From George Atcheson to Derevyanko on June 19.
- (49) ACJ, June 26, 8a-626, p. 18-23. なおこの文は、日本人送還政策の達成状況として次のようにアチソンの書簡におけるそれと異なる数字を挙げている。アメリカ管理地域は九三%、イギリス管理地域は六八%、中国管理地域は九四%、ソ連管理地域は〇%。
- (50) 抑留問題が日本国内でもこの意味は、日本共産党からの文書を通じてソ連共産党の対外関係部に伝えられていた。RGASPI, f. 17, op. 128, d. 1000, l. 13-13a.
- (51) GHQ/SCAP Records, box 382, GIII-00108. From State Department to SCAP on June 30, 1946. ロンフスキのメッセージは、モスクワで翻訳され、ワシントン経由で東京の連合国総司令部に届けられた。

- (22) Ibid, GIII-00113, Synopsis of Conference with General Derevyanko, 10 A. M., 12 July 1946, subject: Repatriation. 及び同所にある八月二八日付のテレヴァンロからマッカーサー宛の抗議の手紙参照。テレヴァンロによれば、上記の会議で突然にアメリカ側が、捕虜も含むすべての日本人の同時の本国送還を要求してきたという。
- (23) William F. Nimmo, Behind a Curtain of Silence, Japanese in Soviet Custody, 1945-1956 (New York, 1988), p. 85.
- (24) Foreign Relations of the United States [FRUS], 1946, vol. 8, Far East, telegram from Atchison to the Secretary of State dated on August 26, 1946, pp. 306-307.
- (25) Sbornik zaiablenii i rekomendatsii chlena soiuznogo soveta dlia Japonii ot SSSR, Moskva, 1949, pp. 7-9, 17-18, 22-26, 26-30. FRUS, 1946, vol. 8, Far East, p. 337.
- (26) M. M. Zagorul'ko, ed., Voennoplennye v SSSR, dok. 3. 60, pp. 275-276.
- (27) E. L. Katasonova, Japonskie voennoplennye v SSSR, Moskva, 2003, pp. 75-76.
- (28) ロシア外務省アルコーン (AVPRF), f. 30, o. 5, d. 279, l. 13-14, 43-49. FRUS, 1946, vol. 8, Far East, pp. 309-310, The Political Adviser in Japan to the Secretary of State, September 7, 1946.
- (29) E. L. Katasonova, op. cit., pp. 78-79. 邦訳「セニール・セニール」。
- (30) M. M. Zagorul'ko, ed., Voennoplennye v SSSR, dok. 8. 11, pp. 815-816. この政府決定については、カルポフと二三三三三九二二(秘)号「日本人捕虜と民間人のソ連からの本国送還について」として言及している。Karpov, op. cit., p. 207. 訳書「二四四ページ。ただし訳文は改めた。なお軍事力省は武力省と訳す時もある。
- (31) GHQ/SCAP Records, box 382, GIII-00113, [No title] "Following proposal for repatriation from Soviet controlled areas was submitted to Chief of Staff by General Derevyanko on September 26".
- (32) テレヴァンロがソ連の意向を伝えたのは、アメリカのジャーナリストによるインタビューを通じてであった。日本での発表は一〇月二日付『朝日新聞』である。
- (33) AVPRF (ロシア外務省文書館) f. 0146, o. 30, d. 10, l. 22-25. アメリカ側の対応する記録は協議内容を総括した形で記している。そこでは、ソ連側代表が、アメリカ側の質問に対して必要な情報をもっていないので、書簡の形

- で通牒のルーニーを送るよう要求している。GHQ/SCAP Records, box 382, GII-00113, Memo for record, JFH/mta, 27 September 1946.
- (75) GHQ/SCAP Records, box 382, GII-00113, Memorandum to Lieutenant General K. Derevyanko, Member of for USSR, Allied Council for Japan (28 September 1946).
- (76) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-1「ソ連地区邦人引揚に関する米ソ交渉の件、在外邦人課長(サイン不明)(終管在 昭二一・一〇・一五)。
- (77) GHQ/SCAP Records, box 382, GII-00112, G-3 Operations SCAJAP, Transmittal of Copy of Document (16 October 1946).
- (78) Ibid, GII-00117, Memorandum for Chief of Staff, Repatriation To and From Soviet Territory and Soviet-Controlled Areas (4 November 1946), Annex II.
- (79) Ibid, GII-00111, Memorandum for Chief of Staff, Mutual Repatriation between Soviet Controlled Areas and Japan (24 October 1946)。これはソ連側が10月21日に届けた協定案をGHQのG3が詳細に分析したものである。特に第二二項を参照。
- (80) Ibid, GII-00116, Conference, Former Soviet Embassy, Tokyo, Repatriation from Soviet Controlled Area (12 November 1946)。この日の文書は、テレスマンロの発言を通訳が第三人称で翻訳した形になっている。
- (81) Ibid, GII-00111, Memorandum for Chief of Staff, Mutual Repatriation between Soviet Controlled Areas and Japan (24 October 1946).
- (82) たぐんてんてん Ibid, GII-00116, Memo for Record (12 November 1946) に付された交渉録末尾の相違点のパラグラフ「ヤンション」の記述。
- (83) Ibid, GII-00111, Memorandum for Chief of Staff, Mutual Repatriation between Soviet Controlled Areas and Japan (24 October 1946).
- (84) Ibid, GII-00116, Conference, Former Soviet Embassy, Tokyo, Repatriation from Soviet Controlled Area (12 November 1946).

- (74) Ibid, GIII-00116, Conference, Former Soviet Embassy, Tokyo, Repatriation from Soviet Controlled Area (18 November 1946).
- (75) 大連における状況が参考になる。富永によれば、一〇月二三日にはソ連軍司令部から同地にいた日本人の引揚決定の「朗報」が日本人労働組合に伝えられ、後日正式に指示が出ると言われた。しかし、十一月一日に第一次引揚予定者六〇〇〇名が急造の引揚施設に収容されたにも拘らず、その後はなかなか日本からの輸送船が到着せず、「日本人の間に暴動が発生するところまで来た」という。結局、輸送用の永徳丸と辰春丸が大連港に到着したのは一二月三日のことであった。富永孝子「大連 空白の六百日」改訂新版（新評論、一九九九）、三九八―四〇八ページ。
- (76) GHQ/SCAP Records, Box 382, GIII-00115, Memo for Record (RJB/mta, 2 December 1946). 中には経過説明として、十一月二六日にソ連側から送られてきた手紙によって、元山と咸興を除く港での引き揚げに必要な情報が得られたとし、翌二七日の最高司令部からソ連代表部に送った手紙で、アメリカ側が協定を確認したこと、また上記二港への出港は遅延するとソ連側に通告したことが記されている。こうした事情があつたために、以下の本文に示す如く、暫定協定には港別の送還人数を規定せず、地域別の規定が盛り込まれたものと思われる。
- (77) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-1 General Headquarters, Supreme Commander for The Allied Powers, Memorandum for Imperial Japanese Government, Nov. [19] 46. 上の文書の右肩には日本語で合第五四六号と記されている。これは、GHQが日本政府に宛てソ連地区からの引き揚げのための準備を命じた指令を指すものと思われる。この英文の文書が暫定協定本文であり、この時の指令に添えられたものと思われる。
- (78) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-1、在外邦人課長（サイン不明）から管理部長宛「ソ」連地区邦人引揚に関する件」（終管在 昭和二一・一一・二七）。
- (79) たとえば『戦後強制抑留史』のような重要な書物でも、暫定協定の締結という事実そのものが無視され、本格的協定と混同して記述されている。同書第四卷、一〇三ページ。若槻も以下のように記して、暫定協定の存在を無視した。「こうしてソ連からの引揚げは、昭和二一年も暮に迫った二月八日に、大久丸、恵山丸の二隻が、あわせて五千名かつきりの人数を乗せて舞鶴港に到着したことをもって始まった。米ソ協定が調印されたのは、一二月一九日で

あるから、五千名はこれより一日前にナホトカ港を出発したわけだ。若槻、前掲書、上巻一四八ページ。森田芳夫は、「中間計画」として、北朝鮮からの日本人の引揚計画が一月二十七日に発表されたと記している。前掲書、七四三ページ。

(80) M. M. Zagorul'ko, ed., *Voennoplennye v SSSR, dok. 8, 16, pp. 827-829. Dokladnaia zapisika S. A. Kruglova I. V. Stalinu, V. M. Molotovu, L. P. Berii.*

(81) 以下の文書によれば、二月一九日の時点で、およそ六〇〇〇名の軍人と一万一〇〇〇名の一般市民からなる一万七〇〇〇名が中間協定によって日本に戻り、さらに同じ協定により北朝鮮から帰国する者が、およそ一万二〇〇〇名いた。外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-9' General Headquarters, United States Army Forces, Pacific Public Relations Office, Special Release (19 December 1946)。連国内では一〇月一八日に日本人送還のための会議が開かれたが、その後「組織上の困難が生じ」て、最初の送還が当初予定の一月ではなく、二月になされたという事情をカルポフが根拠を示さず、記している。Karpov, op. cit., pp. 208-209. 邦訳、二四六～二四八ページ。

(82) GHQ/SCAP Records, box 382, GIII-00115, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, G-3 section, Memorandum for Chief of Staff (5 December 1946).

(83) 原文は、外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-1' Agreement, 19 Dec. 1946. 日本語仮訳は引揚援護庁編「引揚援護の記録」(東京、一九五〇)、「ソ連地区引揚米ソ協定」(全文)、資料、四三～四五ページ。

(84) 二月二十五日の衆議院本会議において、大久保傳蔵議員は、まだ帰還しない者が二百万人に上るので、一カ月五万人では昭和二四年までかかることになるかと政府に詰め寄った。これに対し幣原喜重郎国務大臣は、二百万人という数字は問題にせず、月ごとの送還人数を増加しよう努力しているとのみ答えた。『朝日新聞』昭和二十一年二月二六日一面。

(85) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-1' 「ソ連地区よりの邦人引揚に関する協定文写送付に関する件」昭和二十一年二月二八日付。終管部、合八七八号、吉田総裁発全国各地方事務局長及各出張町長宛。同史料の中にある総司令部の報道用発表文書によれば、マッカーサー司令部の側は、他地域からの引揚が一九四六年二月までに終了するので、ソ連支配地域からの引揚は毎月三六万人まで可能だと交渉で主張したが、ソ連側が五万人が限度だと主張した

ために、この数字が決まったと記している。同「K7-1-2-9. General Headquarters, United States Army Forces, Pacific Public Relations Office, Special Release (19 December 1946).

(86) 『官報』号外。貴族院議事速記録第三三三三号(昭和二十一年九月十八日)、四三四〜四三六。

(87) 当時の國務省内の対日政策論として、一九四七年一〇月九日付の日本課次長エマソンの対日政策をめぐるメモランダムを参照。Memorandum by the Assistant Chief of the Division of Japanese Affairs dated October 9, 1946, Foreign Relations of the United States (以下FRUSと略す) 1946, vol. 8, Far East, pp. 337-339. エマソンの人物については、五十嵐武士『対日講和と冷戦―戦後日米関係の形成』(東京大学出版会、一九八六)、七四〜七五ページ参照。

(88) 『官報』号外。衆議院議事速記録第二号(昭和二十二年一月二十八日)、九〇〜一〇ページ。

(89) G. N. Sevost'ianov, red., Sovetsko-amerikanskije otnosheniia, 1945-1948, dokumenty, (Materik: Moskva, 2004), no. 179, p. 392.

(90) AVPRF, f. 0146, o. 31, d. 4, l. 40-43.

(91) ACJ, March 5, 1947, 27-305, pp. 7-11. この時点での地域別送還者数は p. 12.

(92) E. L. Katasonova, op. cit., pp. 99-100. 邦訳、八九〜九〇ページ。ただしカタソノワはソ連外務省の史料を基に、そこでビシヨップは一〇五万三〇〇一人という数字を挙げたと記している。この数字は三月五日の対日理事会の議事録のどこにもないので、間違っだろう。

(93) 外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-11「ソ連よりの引揚者増加計画に関する件(覚)」昭和二十二年八月七日終連管理部在外邦人課長記。文章に読点を加えた。

(94) 同右。文章に句読点を加えた。

(95) 同右。終連管理部在外邦人課長「ソ連よりの引揚者増加計画中止の件」二二・八・二五(昭和二十二年八月二五日)。文章に読点を加えた。

(96) 同右。終連管理部在外邦人課長、極秘「総司令部連絡報告」二二・八・二七(昭和二十二年八月二七日)。

(97) 同右、芦田、機密「引揚者増加二関スル件ニツキ參謀長ト会谈ノ件」二二・八・二八(昭和二十二年八月二八日)。

- (88) ACJ, October 29, 1947, 44-1029, supplement, copy, GHQ/SCAP, AG 014. 33 (30 Aug 47) GC-O, 30 August 1947, Repatriation from Karafuto, R. M. Levy to A. Kisenko, copy, GHQ/SCAP, AG 014. 33 (19 Sep 47) GC-O, 19 September 1947, Repatriation from Soviets and Soviet-Controlled Areas, R. M. Levy to A. Kisenko.
- (89) ACJ, October 29, 1947, 44-1029, supplement, copy, GHQ/SCAP, AG 014. 33 (30 Aug 47) GC-O, 30 August 1947, Repatriation from Karafuto, R. M. Levy to A. Kisenko, copy, GHQ/SCAP, AG 014. 33 (19 Sep 47) GC-O, 19 September 1947, Repatriation from Soviets and Soviet-Controlled Areas, R. M. Levy to A. Kisenko.
- (90) ACJ, October 29, 1947, 44-1029, supplement, copy translation from Allied Council for Japan, Tokyo, Office of the Member for the Union of Soviet Socialist Republics (Kisenko) to GHQ/SCAP, Major General Paul Mueller dated on 11 October, 1947.
- (91) Ibid, supplement copy translation from Allied Council for Japan, Tokyo, Office of the Member for the Union of Soviet Socialist Republics (N. Beznosikov) to GHQ/SCAP, Major General Mueller, dated on 13 October, 18 October, 20 October, 1947.
- (92) Ibid, pp. 3-10. この日の対日理事会には、米ソの対決姿勢に注目する日本人が多数詰めかけていた。外務省から対日理事会の傍聴のために派遣されていた日本の外交官は、この日の報告の冒頭に日本人傍聴者数は「恐らく最高記録を作ったであろう」と記していた。外務省外交史料館所蔵文書。K7-1-2-9。「第四四回対日理事会を傍聴して」(昭和二二・一〇・二九、終連朝海記)。
- (93) Ibid, pp. 13-16.
- (94) Pravda, 5 noiabria, 1947, p. 3. ソ連ではシーボルトが「いわゆる『送還問題』に関して、あらゆる種類の根拠のない理由を挙げ、アメリカの反動的新聞の流儀で、あたかもソ連側が、連合国対日理事会ソ連代表と日本におけるアメリカの占領軍司令部との間に締結された日本人送還に関する協定を履行していないかの如き中傷を始めた」とし、キスレンコの反論を詳細に紹介した。同記事はまた、「アメリカの行動は「日本国民の中にソ連に対する非友好的感情



を惹起し」、また「まさに日本における帰還者の窮状から日本国民の注意をそらす」という政治的判断に基づくものだとするキスレンコの主張もそのまま掲載した。